

第2期桜川市障害者計画（改訂）

【2015（平成27）年度～2020（平成32）年度】

第5期桜川市障害福祉計画

第1期桜川市障害児福祉計画

【2018（平成30）年度～2020（平成32）年度】

素 案

2017（平成29）年12月

桜 川 市

はじめに

平成 30 年 3 月

桜川市長 大塚 秀喜

[目次]

第1部 計画の策定にあたって	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の対象	3
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	5
第6節 法律・制度の成立と改正のポイント	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	8
第1節 人口の推移	8
第2節 障がいのある人の状況	9
第3節 2014（平成26）年アンケート調査結果	17
第3章 桜川市の目指す姿	37
第1節 基本理念	37
第2節 基本目標	38
第3節 施策の体系	39
第2部 障害者計画	43
第1章 生活支援の充実	44
第1節 障害福祉サービス等の充実	44
第2節 福祉ネットワークの構築	47
第2章 保健・医療の充実	48
第1節 保健・医療等の充実	48
第2節 障がい児保育・療育の充実	50
第3節 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期支援	51
第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	52
第1節 インクルーシブ教育の構築	52
第2節 文化芸術活動・スポーツ活動等の振興	54

第4章 雇用・就業の支援	56
第1節 雇用・就業への支援	56
第2節 経済的自立への支援	58
第5章 生活環境の充実	59
第1節 住み慣れた地域で住みよい生活環境の確保	59
第2節 交通・移動手段の確保	60
第6章 情報とコミュニケーションのバリアフリー化	61
第1節 情報提供の充実	61
第2節 情報バリアフリーの推進	62
第7章 安全・安心の確保	63
第1節 防災対策の推進	63
第2節 防犯対策の推進	65
第8章 差別の解消および権利擁護の推進	66
第1節 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進	66
第2節 障がいのある人への理解の促進	68
第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画	69
第1章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	70
第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画の趣旨	70
第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	70
第2章 2020（平成32）年度の数値目標	72
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	73
第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
第3節 地域生活支援拠点等の整備	74
第4節 福祉施設から一般就労への移行	74
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等	75
第3章 障害福祉・障害児福祉サービスの見込み量	76
第1節 障害福祉サービスの見込み量	76
第2節 障がい者・障がい児福祉サービスの見込み量	77

第4章 地域生活支援事業の実施	92
第1節 地域生活支援事業（必須事業）の推進	92
第2節 地域生活支援事業（任意事業）の推進	96
第4部 計画の推進	99
第1章 計画の推進に向けて	100
第1節 理解・啓発の促進	100
第2節 連携・協力の体制づくり	101
第3節 進捗状況の管理および評価（PDCA）	102
用語集	104

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で共に暮らしていく社会づくりを目指し、これまでさまざまな障がい者施策を推進してきました。そして、近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国の法制度も著しく変化し、障がい者を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

国際的には2006（平成18）年に、障がい者の人権や基本的自由を保障し、障がい者の権利の実現のための措置について定める「障害者権利条約」が採択されました。我が国では、国内法の整備を進めたうえで、2014（平成26）年1月に同条約を締結し、同年2月16日に効力を有するものとなりました。

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が2013（平成25）年6月に制定され、2016（平成28）年4月1日から施行となりました。

また、国では「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という、当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第4次障害者基本計画」を策定しました。

当市においても国などの動向を受け、2015（平成27）年3月に「第2期桜川市障害者計画」および「第4期桜川市障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。このうち、計画期間を3年間とする「第4期桜川市障害福祉計画」が最終年度を迎えるため、新たに「第5期桜川市障害福祉計画」を策定するものです。

さらに、2018（平成30）年度より策定が義務付けられた「第1期桜川市障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体的に策定するとともに、計画期間の中間年である「第2期桜川市障害者計画」について近年の障がい者を取り巻く情勢を考慮し、見直しを行うものです。

第2節 計画の対象

本計画では、2011（平成23）年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する障がい者を施策の対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令などの規程によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

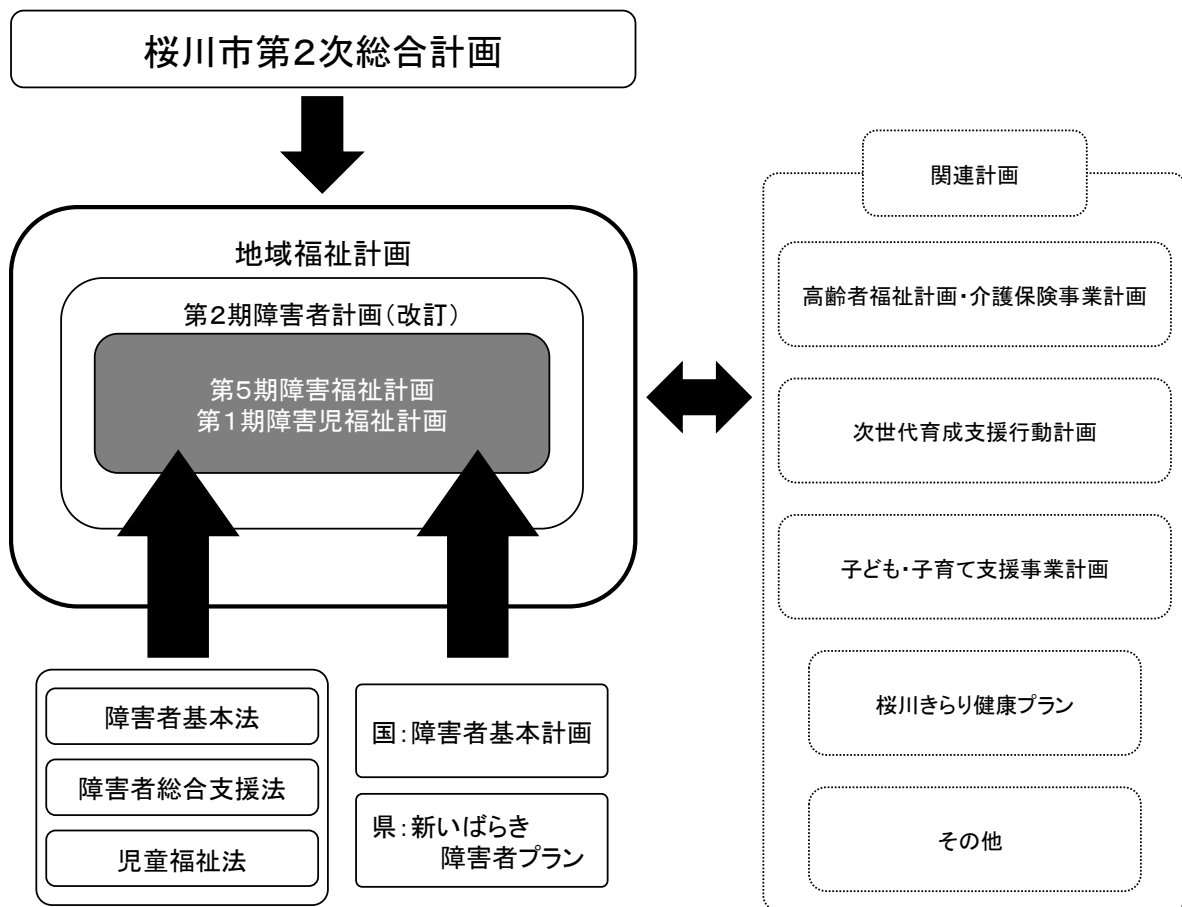
以上の人々を対象とするほか、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、すべての市民を本計画の対象とします。

第3節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「第2期桜川市障害者計画(改訂)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく「第5期桜川市障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「第1期桜川市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「第2期桜川市障害者計画(改訂)」においては障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「第5期桜川市障害福祉計画」においては、障害者計画の障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の見込み量、「第1期障害児福祉計画」においては、障がい児に関するサービスの見込み量などを定めた実施計画として、桜川市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、本計画は国の「障害者基本計画」および県の「新しいばらき障害者プラン(茨城県障害者計画)」、当市の上位計画である「桜川市第2次総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定するものです。



第4節 計画の期間

「第2期桜川市障害者計画（改訂）」は、2020（平成32）年度を目標年度とします。

また、「第5期桜川市障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」は、2020（平成32）年度を目標年度とし、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間で計画期間とします。

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
障害者計画	第1期			第2期			第2期(改訂)			第3期	
障害福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期	
障害児計画							第1期			第2期	

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者・福祉団体関係者・保健医療関係者・障がい者団体関係者・行政関係者などで構成する「桜川市障害福祉計画策定委員会」において計画案を策定し、同委員会および桜川市自立支援協議会で意見を聴取した上で策定しました。

また、障がい者福祉に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療・教育など多岐にわたっているため、行政と関係諸機関とのネットワークを用いて進捗状況の管理・評価をしながら推進していきます。

さらに、地域全体、社会全体で障がいのある人を支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭・地域・事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。そのため、市民一人ひとりが障がい者福祉の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市の広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、市民への周知徹底を図ります。

第6節 法律・制度の成立と改正のポイント

「第2期桜川市障害者計画」および「第4期桜川市障害福祉計画」策定後、障がいのある人に係る国の動きや国際的な動向は大きく変化し、それに伴う各種制度・法律などの整備、改正が行われました。本計画はこのような国の改正点を踏まえて策定いたしました。

(1) 障害者権利条約への批准

障害者権利条約は、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置などについて国連で定められた条約です。

この条約の主な内容としては、以下のとおりとなります。

- ①一般原則（障害者の尊厳、自律および自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加および包容など）。
- ②一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づきいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権および基本的自由を完全に実現することを確保し、および促進することなど）。
- ③障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由などの自由権的権利および教育、労働などの社会権的権利について締約国がとるべき措置などを規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）。
- ④条約の実施のための仕組み（条約の実施および監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）。

(2) 障害者差別解消法の施行

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行されました。

(3) 障害者基本計画（第4次）の策定

国では、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という、当たり前な価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第4次障害者基本計画」を2017（平成29）年度に策定しました。

(4)「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（平成30年4月1日施行）

- ①施設入所支援や共同生活援助を利用していた者などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス（自立生活援助）の新設。
- ②就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス（就労定着支援）の新設。
- ③重度訪問介護について、医療機関への入退院も一定の支援を可能とする。
- ④65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得高齢者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度などの事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

(5)「児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正（平成30年4月1日施行）

- ①重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設。
- ②保育所などの障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大。
- ③医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉などの連携促進に努める。
- ④障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定する。

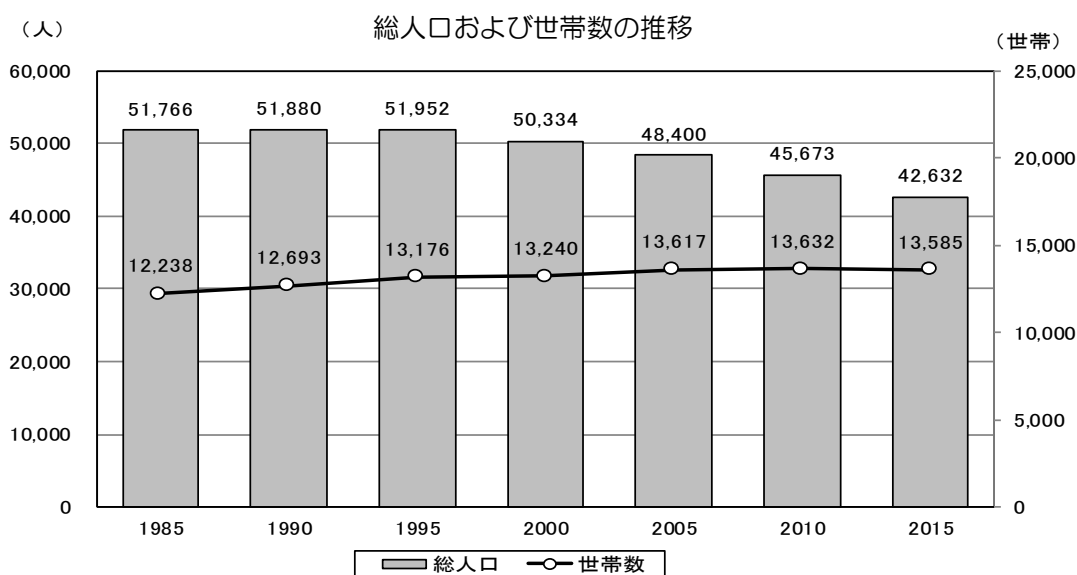
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 人口の推移

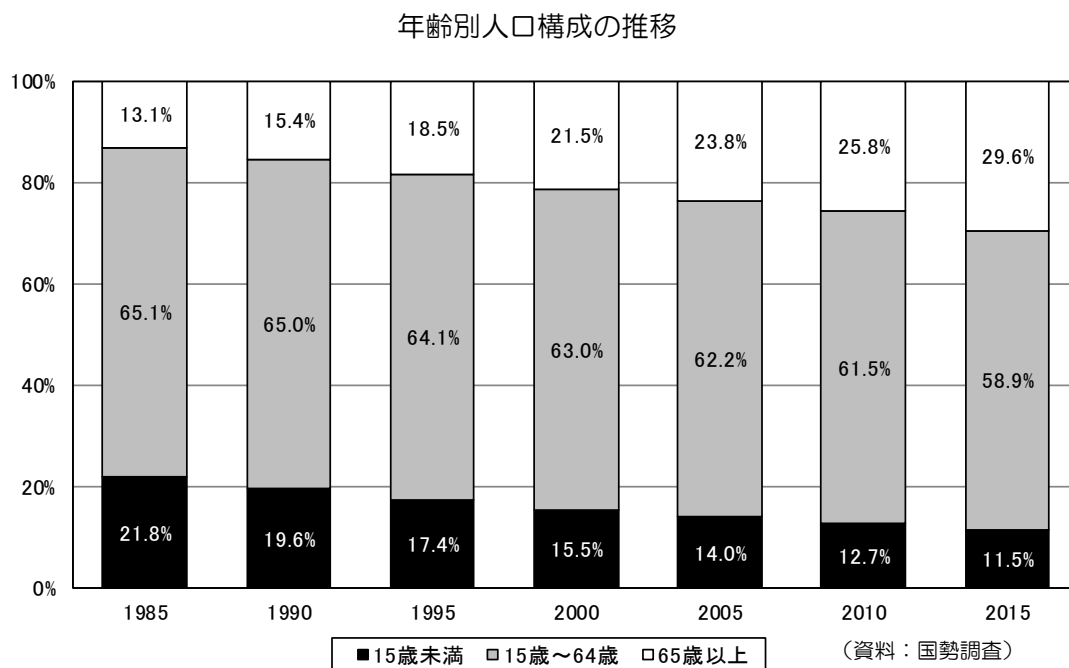
1.桜川市の人口

国勢調査による市の人口は1995(平成7)年をピークに減少傾向にあり、2015(平成27)年では42,632人となっています。一方、世帯数は緩やかな増加傾向となっています。

人口構成については、65歳以上の高齢人口が増加し、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。



(資料：国勢調査)

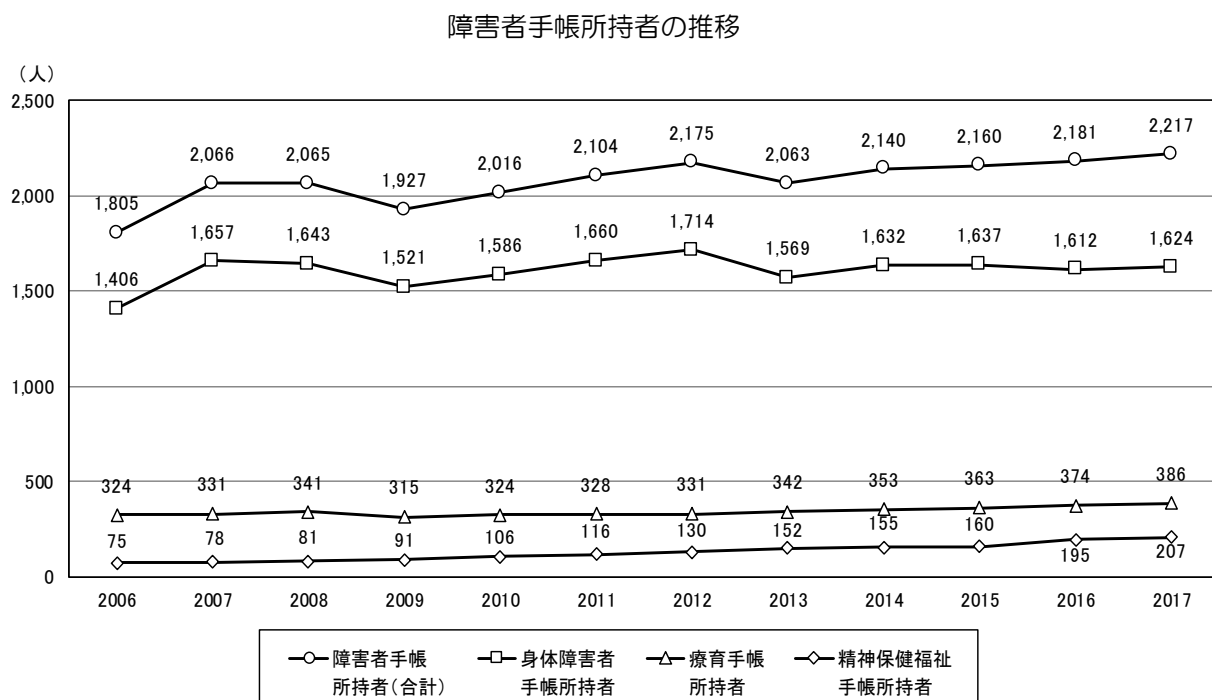


(資料：国勢調査)

第2節 障がいのある人の状況

1. 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、すべての障がいにおいて増加傾向にあります。特に、精神保健福祉手帳所持者数は、2006（平成18）年から2017（平成29）年にかけて、約2.8倍に増加しています。



（社会福祉課調べ 各年3月31日現在）

2.障害者手帳所持者の内訳

2017（平成29）年3月31日現在における障害者手帳所持者の等級、また身体障害者手帳所持者の障がい部位別の内訳は、次のとおりとなっています。

障害者手帳所持者の等級

（単位：人）

身体		知的		精神	
1級	607	㊶	71	1級	34
2級	278	A	119	2級	114
3級	237	B	113	3級	59
4級	344	C	83	合計	207
5級	78	合計	386		
6級	80				
合計	1,624				

（社会福祉課調べ 2017年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の内訳

（単位：人）

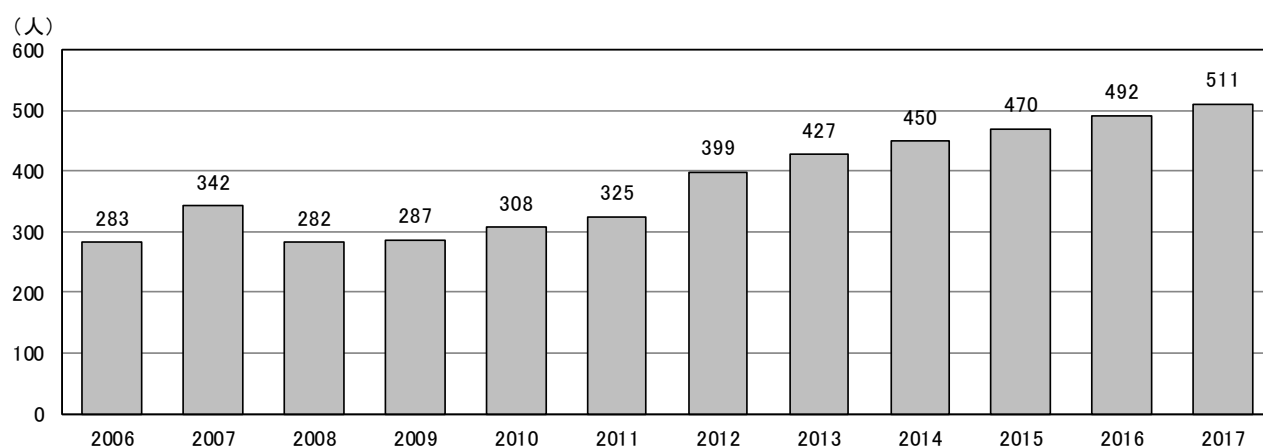
	障害者	障害児	合計
視覚障害	122	0	122
聴覚・平衡機能障害	138	9	147
音声・言語・そしゃく機能障害	11	0	11
肢体不自由	818	9	827
内部障害	511	6	517
合計	1,600	24	1,624

（社会福祉課調べ 2017年3月31日現在）

3. 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）の利用者数の推移をみると、2008（平成 20）年は減少したものの年々増加傾向にあり、2017（平成 29）年では 511 人と 2006（平成 18）年の約 2 倍となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

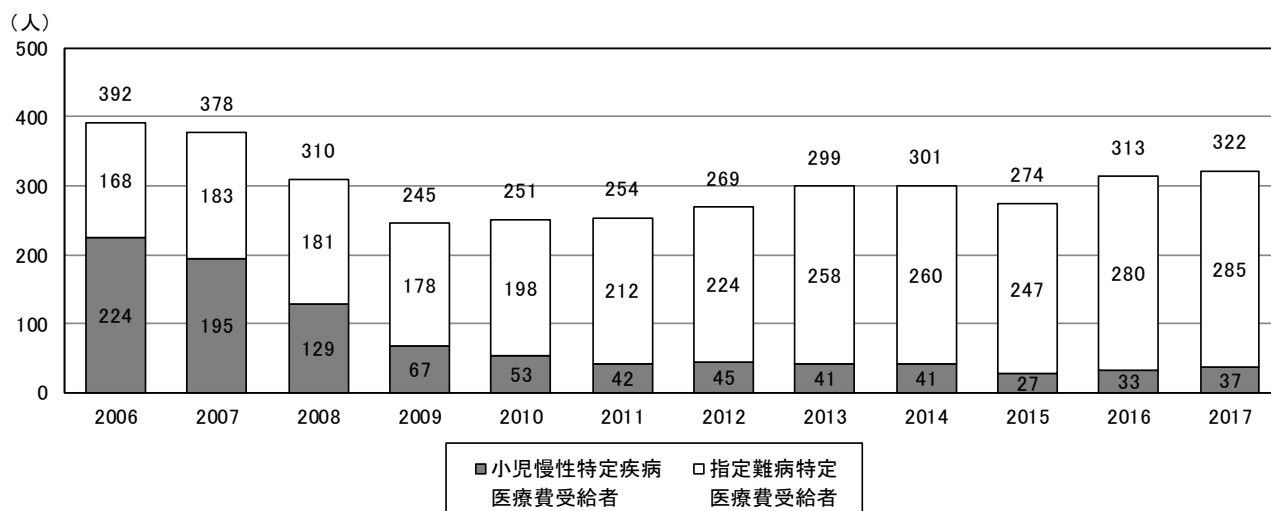


（社会福祉課調べ 各年 3 月 31 日現在）

4. 難病患者の医療費受給状況

指定難病特定医療費受給者については、増加傾向にあります。小児慢性特定疾病医療費受給者については、2008（平成 20）年以降大幅に減少していますが、それ以降は横ばいの状態となっています。なお、2017（平成 29）年 4 月 1 日現在、医療費助成対象として、指定難病については 330 疾病、小児慢性特定疾病については 722 疾病が指定されています。

難病患者の医療費受給者の推移



（社会福祉課調べ 各年 3 月 31 日現在）

5.障がい児の就学状況

特別支援学級の状況

(単位：校：学級)

区 分		2012	2013	2014	2015	2016	2017
小学校	市内学校数	11	11	11	11	11	11
	特別支援学級数	18	18	18	19	20	20
中学校	市内学校数	5	5	5	5	5	5
	特別支援学級数	13	13	11	12	11	12
合計	市内学校数	16	16	16	16	16	16
	特別支援学級数	31	31	29	31	31	32

(教育委員会調べ 各年5月1日)

特別支援学級の区分別在籍者数

(単位：人)

区 分		2012	2013	2014	2015	2016	2017
小学校	言語学級	8	9	8	9	7	6
	知的学級	20	18	20	26	24	27
	自閉症・情緒学級	29	28	31	34	38	42
	計	57	55	59	69	69	75
中学校	言語学級	2	2	2	2	1	1
	知的学級	11	13	15	14	14	12
	自閉症・情緒学級	21	22	18	19	23	32
	計	34	37	35	35	38	45
合計	言語学級	10	11	10	11	8	7
	知的学級	31	31	35	40	38	39
	自閉症・情緒学級	50	50	49	53	61	74
	計	91	92	94	104	107	120

(教育委員会調べ 各年5月1日)

※特別支援学級とは、軽度の障がいのある児童や生徒を教育するために、小学校や中学校に設置される学級のことです。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がいおよび自閉症・情緒障がいの児童・生徒を対象としています。当市では、このうち、言語学級、知的学級、自閉症・情緒学級を設置しています。

特別支援学校の通学者数

(単位：人)

学校名		2012	2013	2014	2015	2016	2017
協和特別支援学校	小学部	17	17	15	14	24	17
	中学部	17	14	11	15	16	18
	高等部	18	22	25	32	29	28
	計	52	53	51	61	69	63
下妻特別支援学校	小学部	1	1	2	2	3	3
	中学部	1	1	1	1	1	0
	高等部	0	0	0	0	0	1
	訪問	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	3	3	4	4
友部東特別支援学校	高等部	0	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	0	1	1
水戸聾学校	小学部	0	0	0	0	0	1
	計	0	0	0	0	0	1
合計	小学部	18	18	17	16	27	21
	中学部	18	15	12	16	17	18
	高等部	18	22	25	32	30	30
	訪問	0	0	0	0	0	0
	計	54	55	54	64	74	69

(社会福祉課調べ 各年3月31日現在)

6. その他障がい福祉に関する指標

知的資源の状況

(単位：人)

団体名等	人数
民生委員児童委員	100
身体障害者相談員	3
知的障害者相談員	2
桜川市ボランティア連絡会加盟団体	753
その他のボランティア	117
合 計	975

(社会福祉協議会調べ 2017年5月30日現在)

市内の障がい者団体

(単位：人)

団体名	人数
身体障害者福祉協会	31
心身障害児(者)父母の会	29
聴覚障害者協会	17
合 計	77

(社会福祉協議会調べ 2017年5月30日現在)

桜川市ボランティア連絡会加盟団体

(単位：人)

団体名	活動内容	人数
朗読の会 虹	絵本・紙芝居の読み聞かせ、カーテンシアターの開催。	18
ボランティア 山鳩会	独り暮らし高齢者への食事サービスと、安否確認。料理研究。	30
桜川市更生保護女性会	次世代を担う青少年の健全な育成に努める。過ちに陥った人たちの立ち直りを助ける。	41
桜川市食生活改善推進員協議会	食を中心とした健康づくりのための伝達講習、食生活改善に関する広報活動や料理教室の開催。	124
地域女性会	施設訪問ボランティア、イベントボランティア、交流会や研修会の開催。	210
桜川市赤十字奉仕団	独り暮らし高齢者への食事サービス、献血事業への協力、美化クリーン作戦に協力。	155
桜川市シルバーリハビリ体操指導士会	生きいきサロンでの介護予防体操の指導。市民健康講座の開催。地区での健康体操普及活動など。	62
桜川市くらしの会	消費者問題啓発・環境美化・研修会開催など。	75
NPO法人育泳会	水泳指導を通じての障がい児(者)のリハビリなどの支援活動。	16
桜川市笑いヨガクラブ	積極的に笑うことで、笑いの健康効果により豊かな心を育むなどの健康づくり活動。	22
合 計		753

(社会福祉協議会調べ 2017年5月30日現在)

各種手当の受給状況

(単位：人)

手当等名	受給対象	人数
特別障害者手当	在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（20歳以上）	46
障害児福祉手当	在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（20歳未満）	13
経過的福祉手当	国民年金法改正以前の福祉手当受給者で、障害基礎年金を受給できない方の救済のため、旧法による福祉手当を支給	5
在宅障害児福祉手当	心身に障がいのある在宅の20歳未満の障がい児の養育者	55
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母などの養育者	67
心身障害者扶養共済年金	保護者が死亡又は身体に著しい障がいを有することになった心身障がい者（児）	18

(社会福祉課調べ 2017年9月1日現在)

第3節 2014（平成26）年アンケート調査結果

1. 調査の概要

市内在住の身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病認定のある人を対象に障害福祉サービスについてのニーズ調査や意識、より良いまちづくりに向けた意見を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、2014（平成26）年にアンケート調査を実施しました。

(1) 調査設計

- 【対象者数】
 - ・身体障害者手帳所持者 680人
 - ・療育手帳所持者 150人
 - ・精神保健福祉手帳所持者 70人
 - ・難病認定者 100人 計 1,000人
- 【抽出方法】
 - ・無作為抽出
- 【調査方法】
 - ・郵便配布、郵送回収による調査
- 【調査期間】
 - ・2014（平成26）年7月29日（火）～
2014（平成26）年8月31日（日）

(2) 回収結果

調査対象	配布数	回収数	回収率
1,000人	1,000件	551件	55.1%

(3) 集計結果の見方

集計結果は、すべて少数点以下第二位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。

複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超えることがあります。

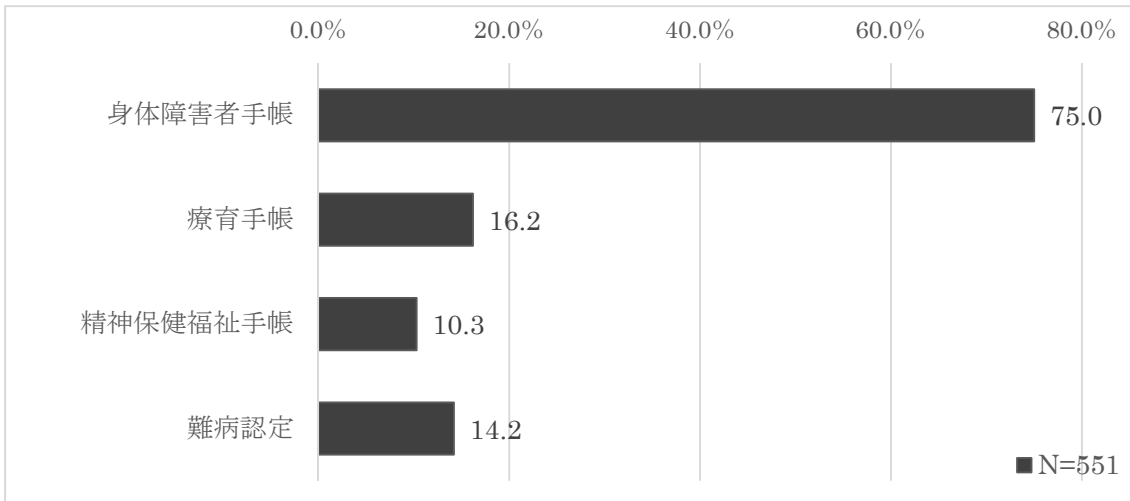
回答比率（%）は、その質問の回答者数（N=母集団）として算出しました。

設問に対し、無回答や記入の判別ができないものは、「無回答・不明」としました。

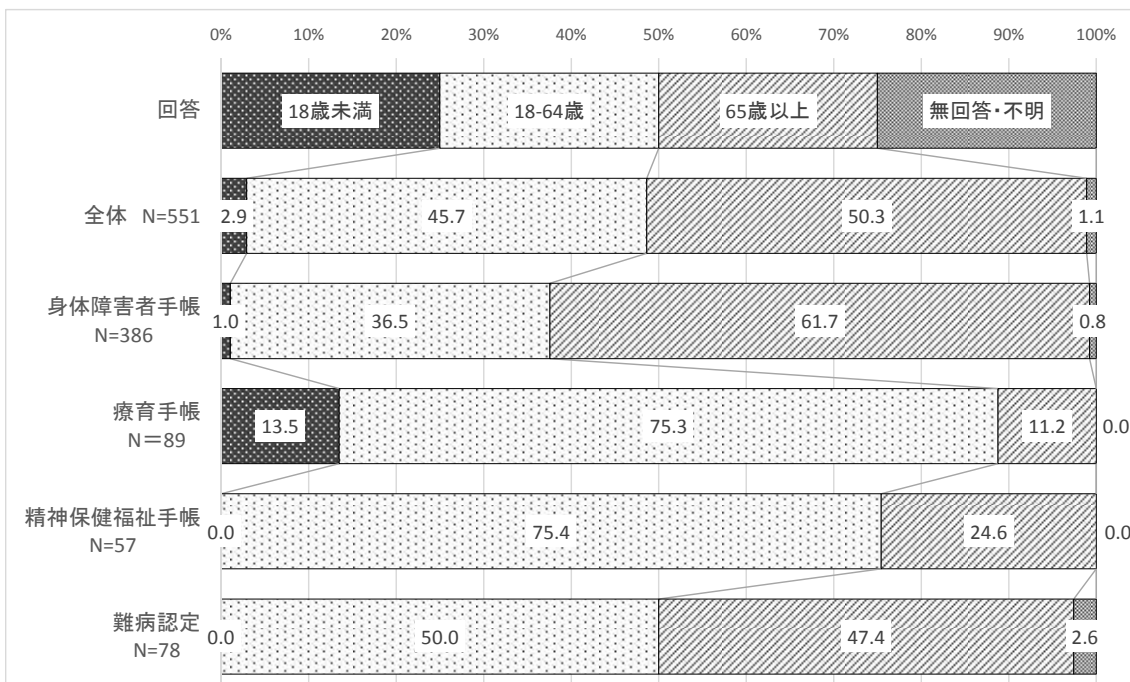
2. 調査結果の概要

(1) 障がい者の属性

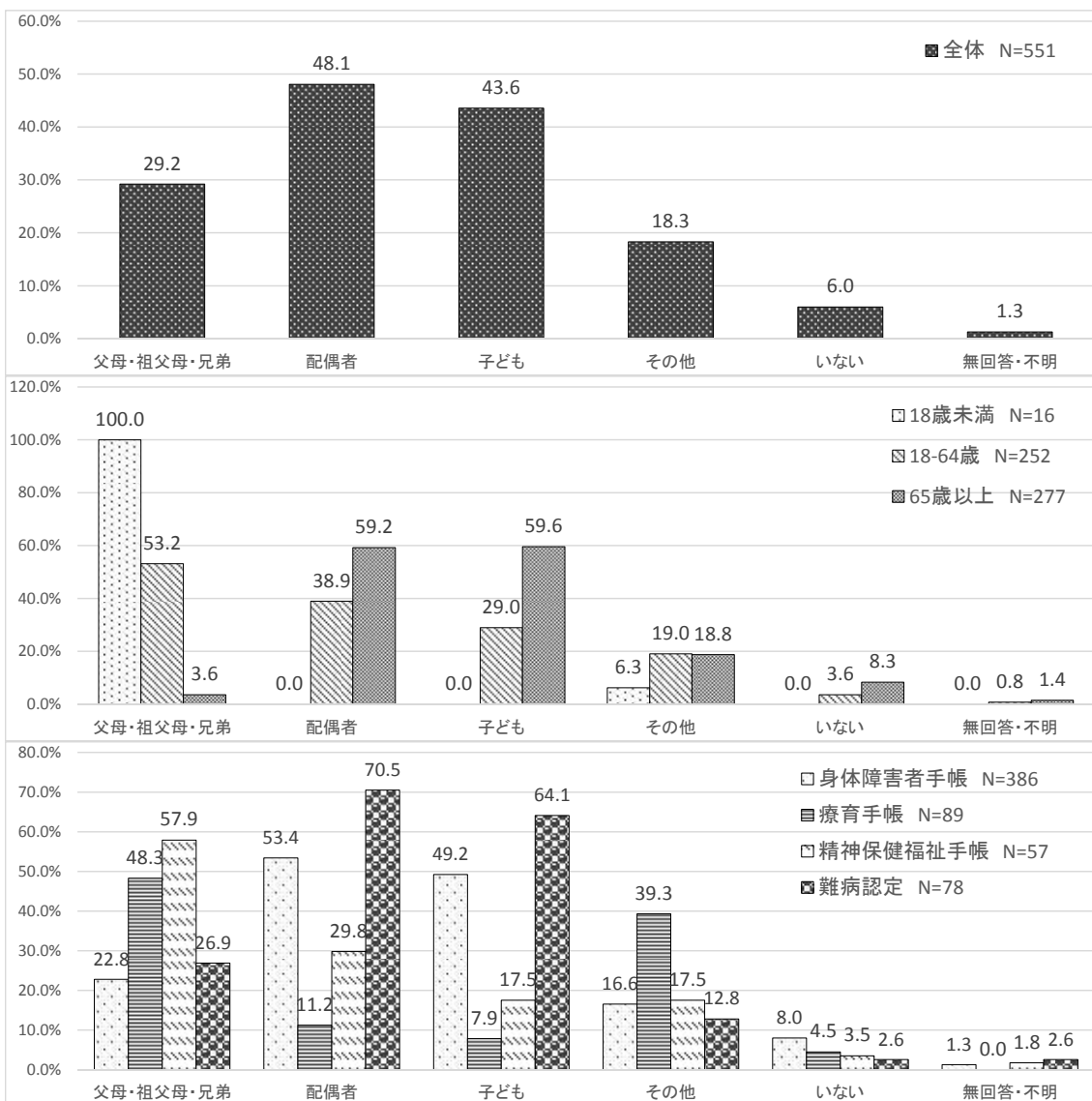
■障がい別



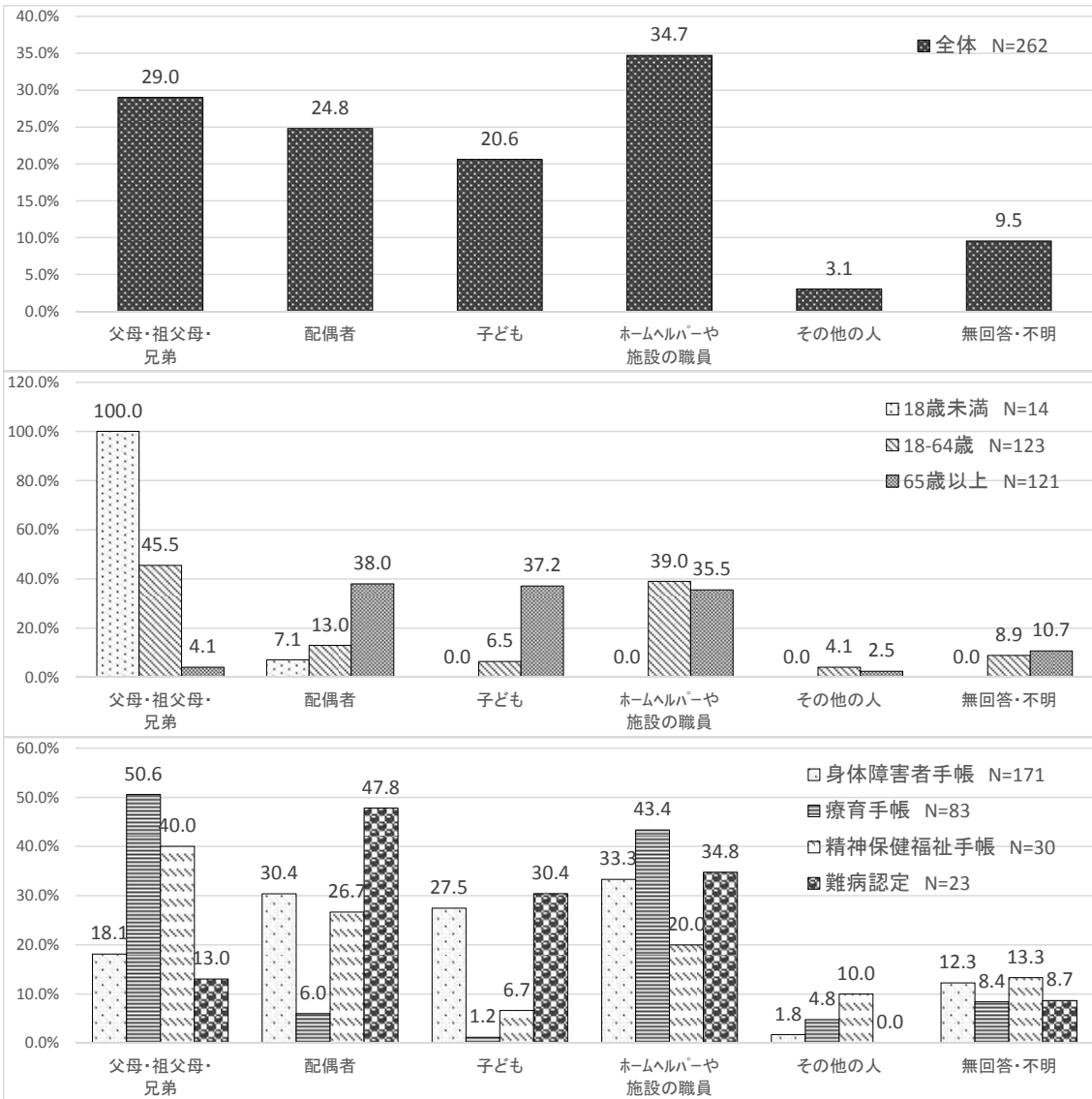
■あなたの年齢をお答えください。



■現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。



■あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。



まとめ

身体障害者手帳所持者は高齢者が多く、配偶者が介助しながら暮らしている、又はホームヘルパーや施設の職員の介助を受けている方が多い傾向です。

療育手帳所持者は若年層が多く、父母・祖父母・兄弟が介助しながら暮らしている一方、それ以外の方はホームヘルパーや施設の職員に介助してもらっている傾向があります。

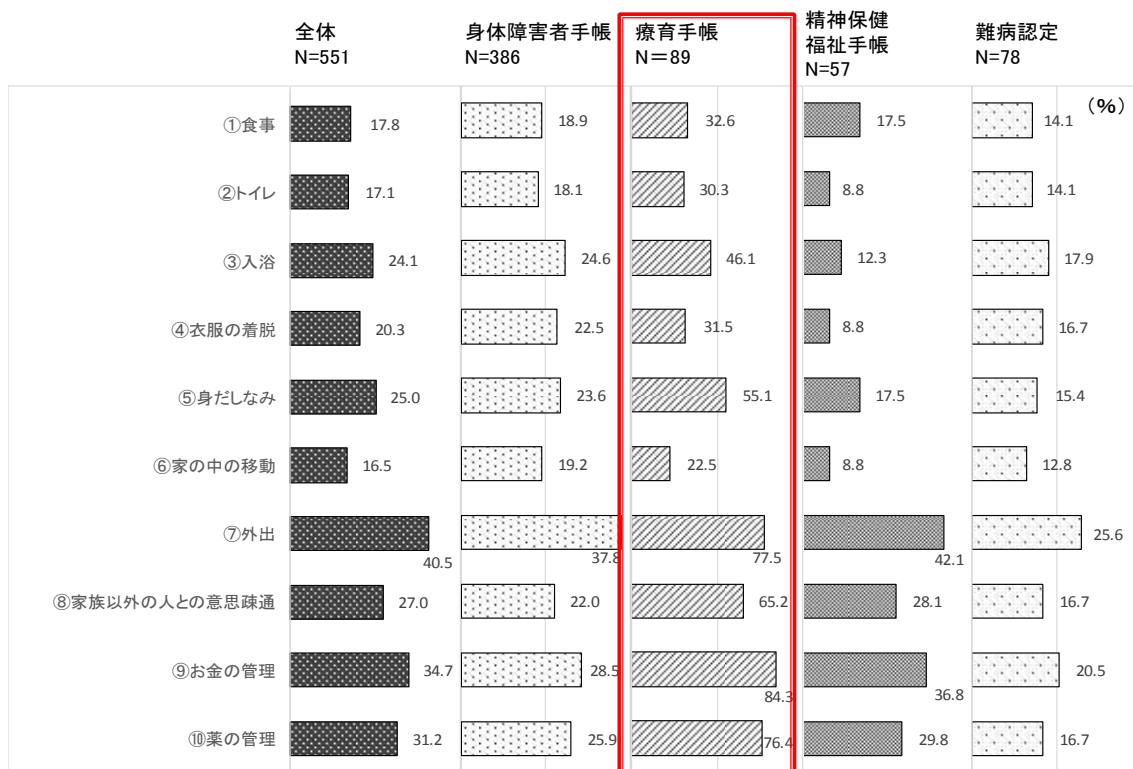
精神保健福祉手帳所持者は、18～64歳が多くなっています。

難病認定者は18歳以上の方で占められており、配偶者が介助しながら子どもと一緒に暮らしている方が多い傾向です。

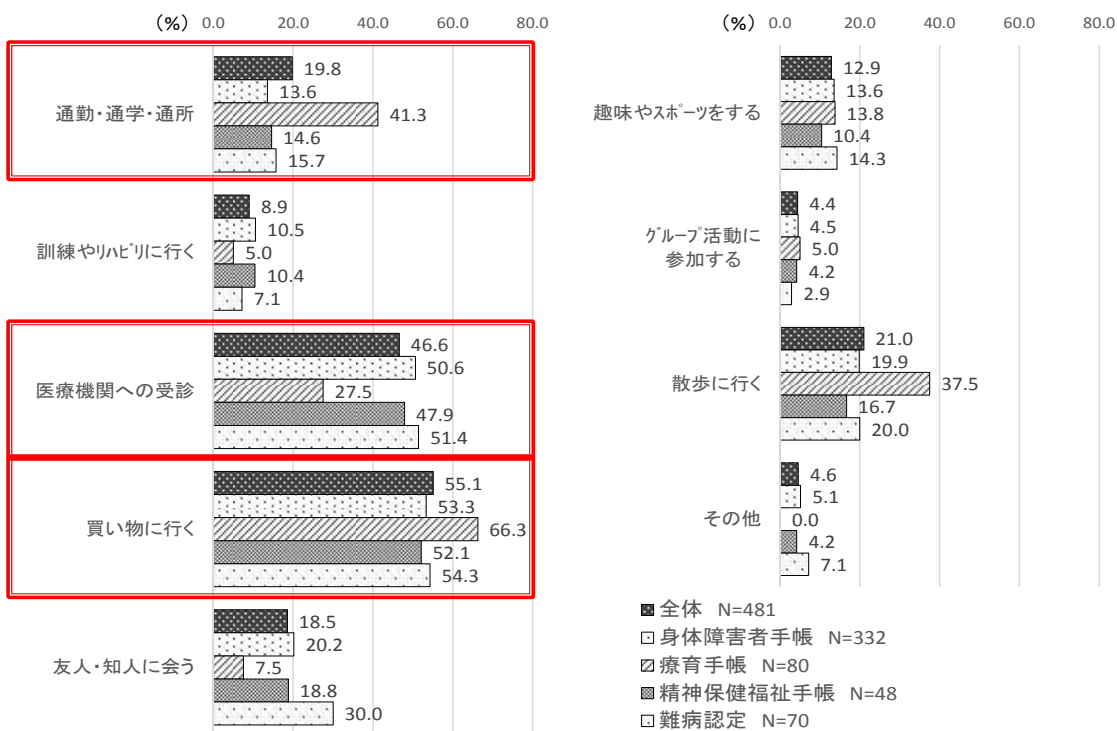
(2) 日常生活について

■ 次の日常生活で、介助が必要ですか。

※ 「必要がある」と答えた方のみ

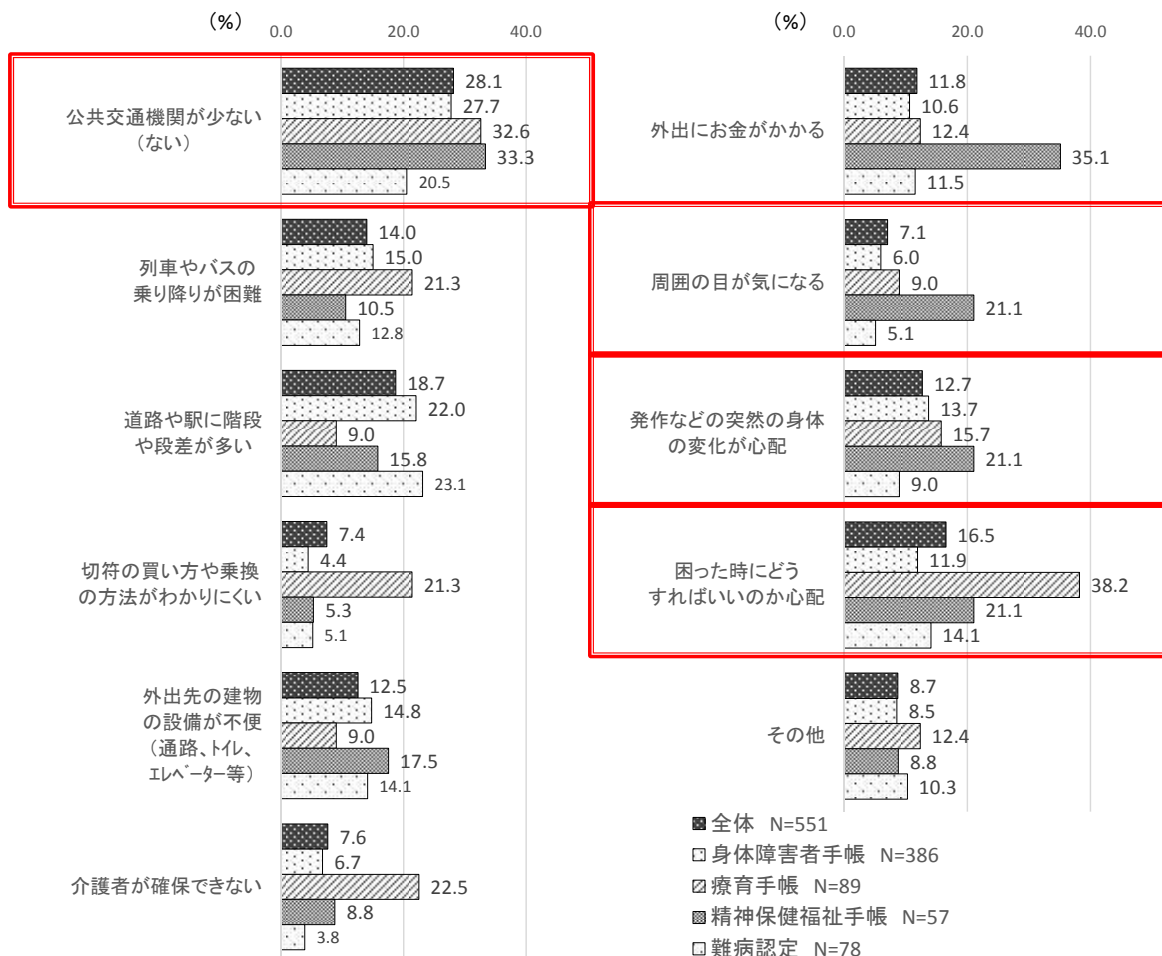


■ あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。 ※無回答除く



■外出する時に困ることは何ですか。

※無回答除く



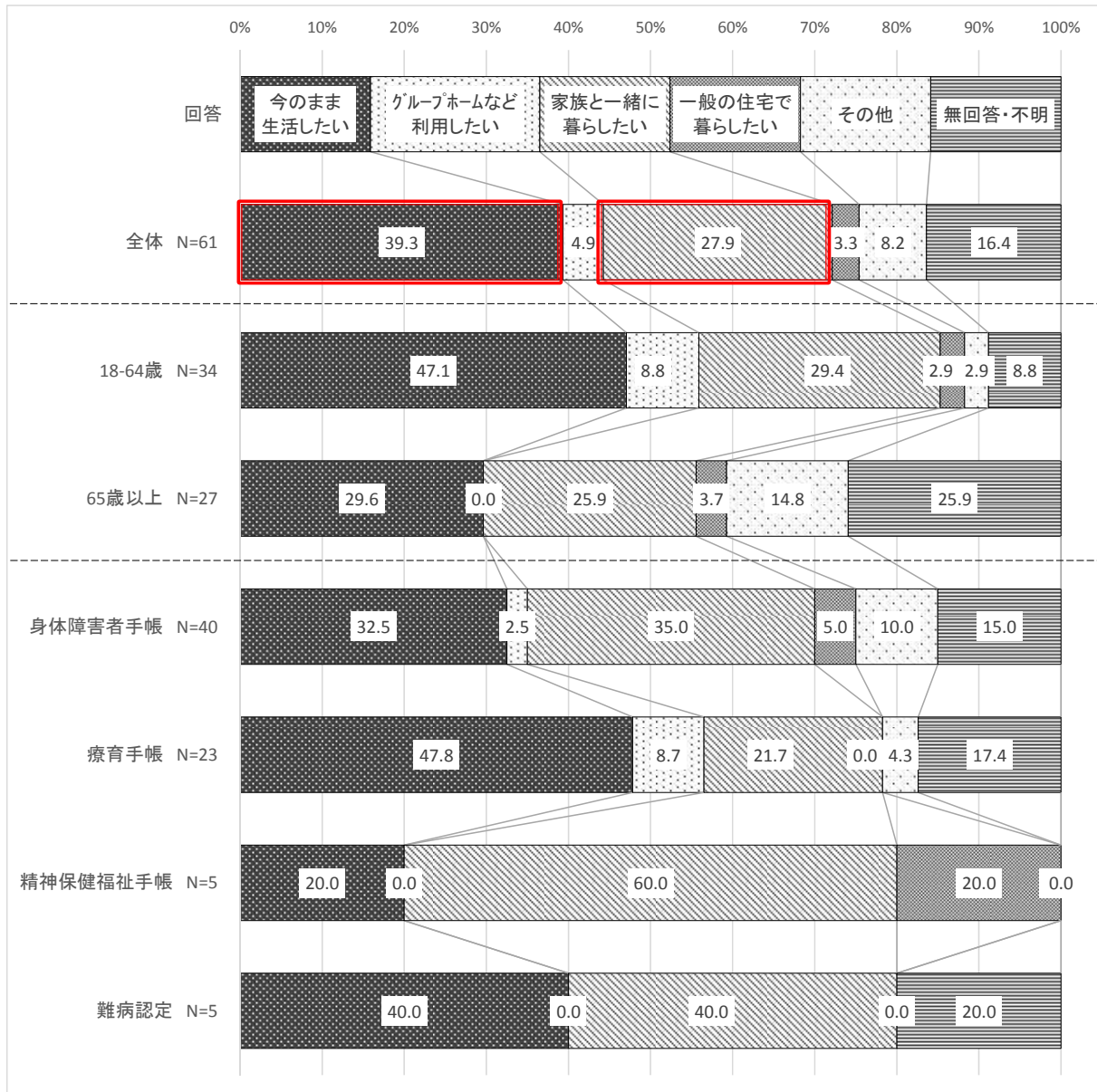
まとめ

療育手帳所持者では 10 項目中 5 項目において、半数以上の方が介助を必要としており、特にお金や薬の管理についての介助を必要とする方の割合が高い傾向にあります。

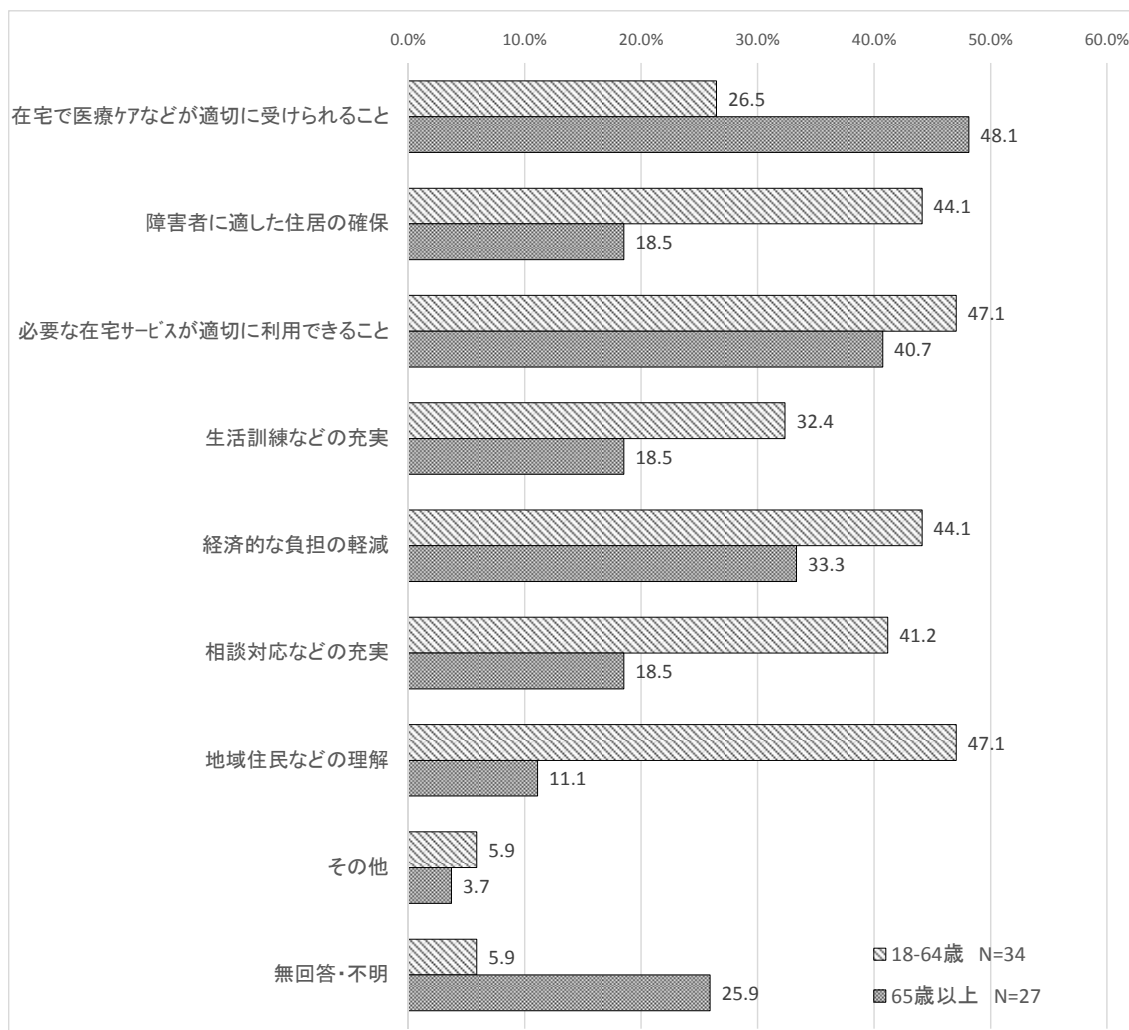
外出の目的としては、買い物と医療機関への受診が多く、療育手帳所持者は若年層が多いことから通勤・通学・通所が多くなっています。外出の際に困ることについては、公共交通機関が少ない(ない)との回答が多くなっていますが、療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者では、周囲の目が気になることや困ったときにどうすればいいのかが心配など、外出時の対応についての回答も多くなっています。

(3) 住まいについて

■あなたは将来どのように生活したいと思いますか。



■前ページで答えた生活をするためには、どのような支援があればよいと思いますか。



まとめ

約4割の人が将来の生活について現状のままで暮らしたいと答えていますが、家族と一緒に暮らしたいと考える方も多くなっています。

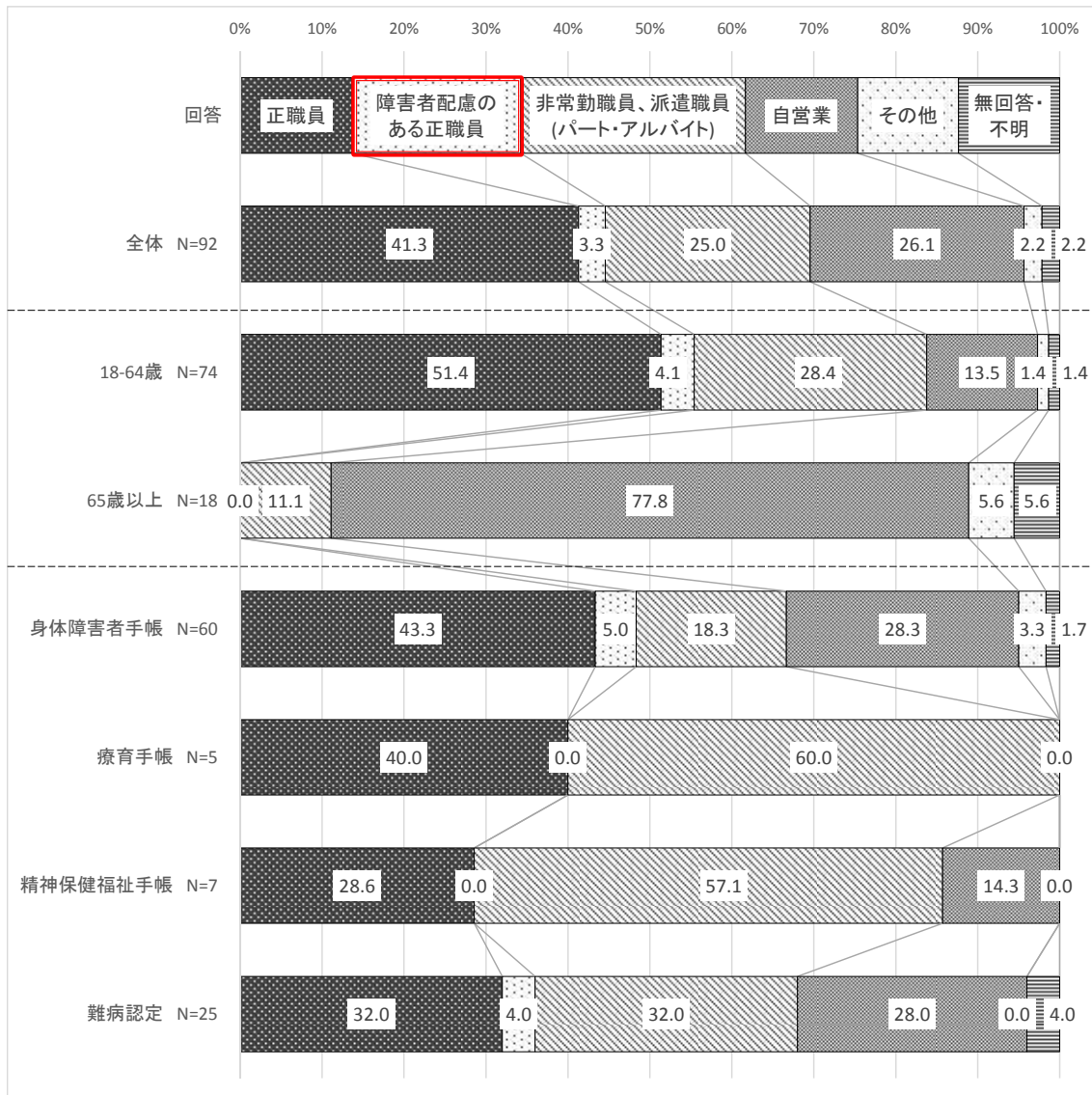
また、今後の生活をしていくうえで、多様な支援を求めていることがうかがえます。

18～64歳の方については、5つの支援項目で4割となっており、必要な在宅サービス、地域住民の理解など全体的な支援を必要としていることが分かります。

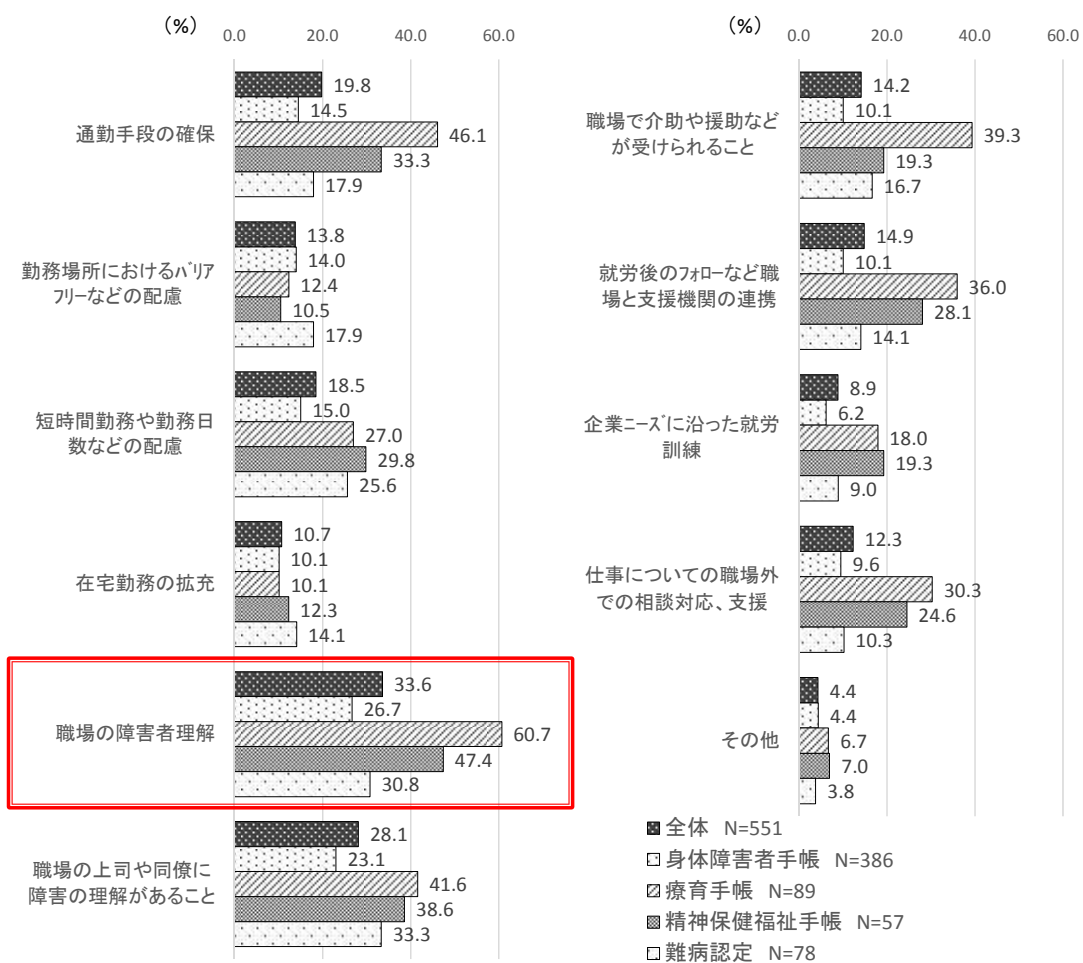
65歳以上の高齢の方については、在宅で医療ケアなどが適切に受けられることなど、在宅での支援を求めていることが読み取れます。

(4) 就労について

■どのような勤務形態で働いていますか。



■あなたが、収入を得る仕事をするためには、どのような支援が必要だと思いますか。



まとめ

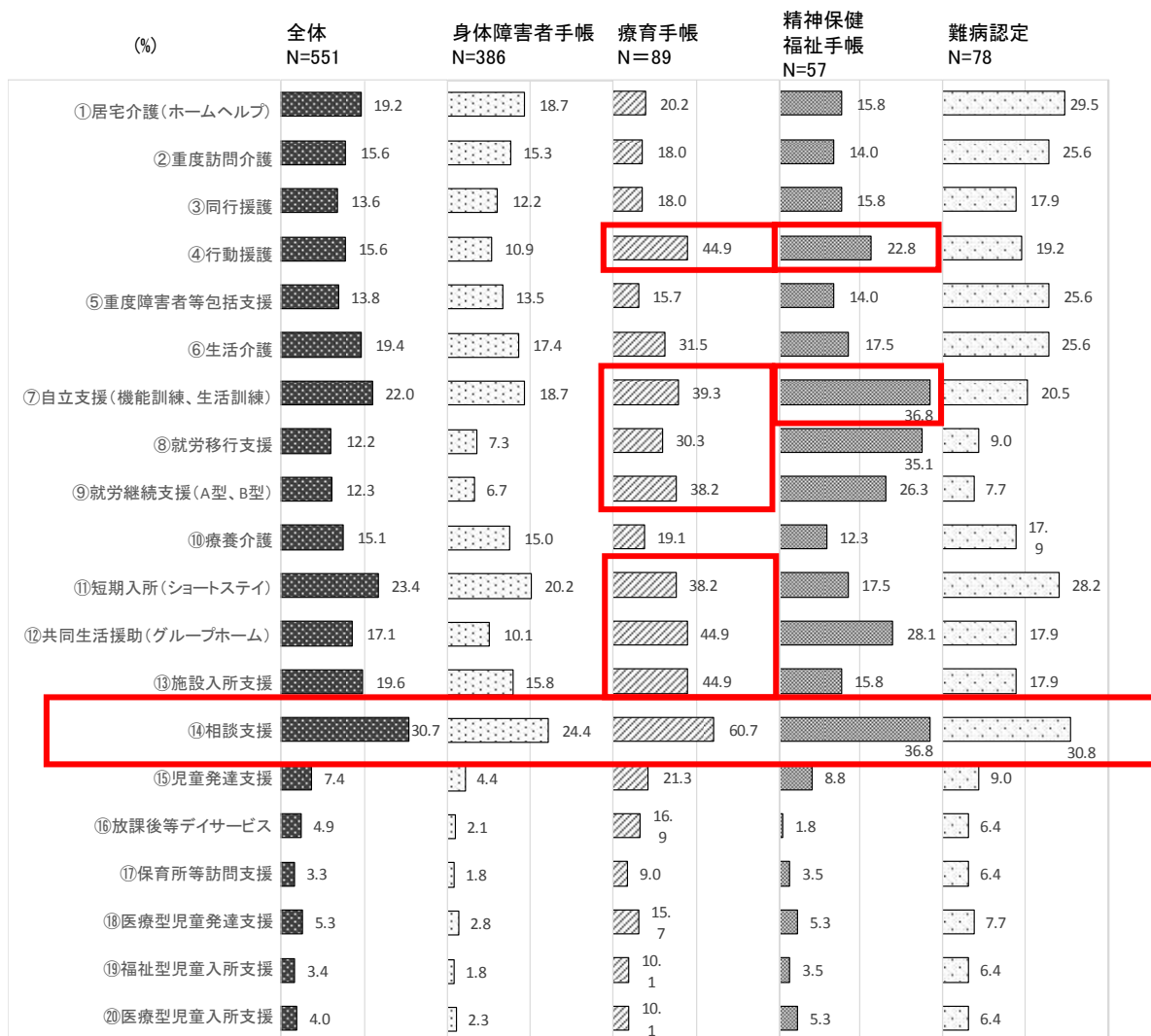
現在、就労されている方では、全体として障がいのある人への配慮のある就労は少ない状況です。療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者は、半数以上が非常勤職員や派遣職員となっています。

就労に関して求められている支援としては、職場の障がい者理解が多くなっていますが、療育手帳所持者に関しては、障がいに対する理解だけではなく、多面的な支援を必要としています。

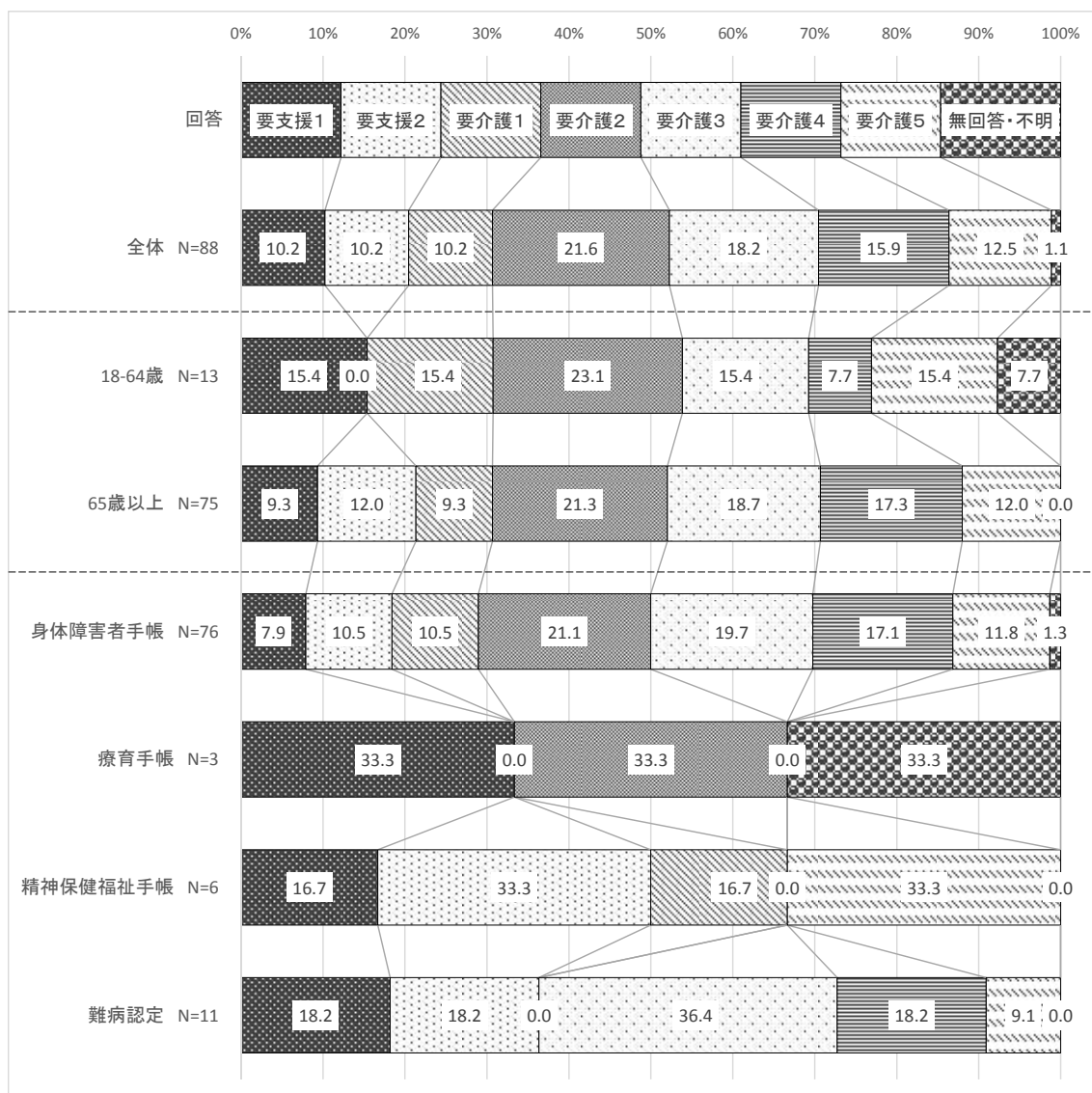
(5) 障害福祉サービスについて

■あなたは、次のサービスを今後利用したいと思いますか。

※「利用したい」と答えた方のみ



■あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。



まとめ

障害福祉サービスは、全体として相談支援を利用したいと考えている方が最も多くいます。また、短期入所や共同生活援助などのサービスの利用希望が多いことから、不安を抱えながら生活している方が多いことがうかがえます。

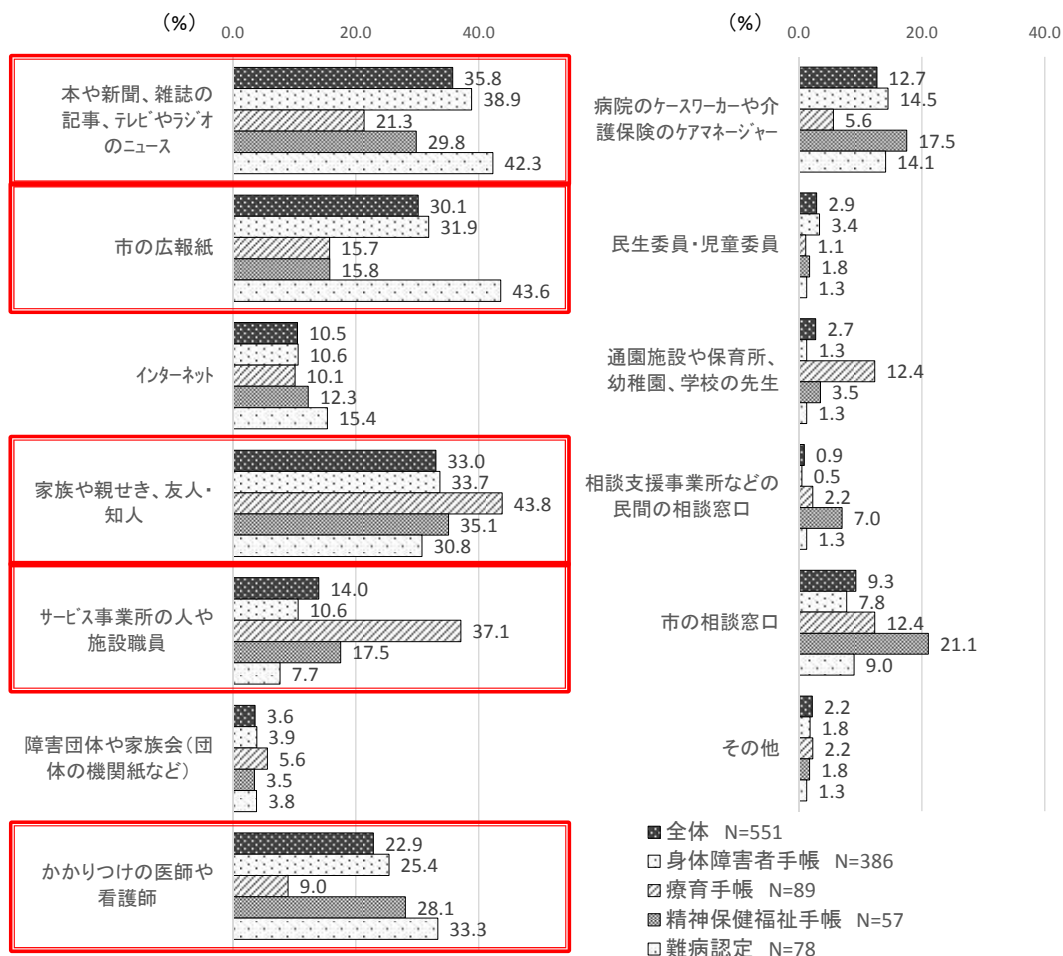
療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者は、行動援護や就労移行支援、就労継続支援などや自立訓練の希望が多く、自立した生活を送りたいと考えている人が多いようです。

(6) 相談・福祉の情報について

■あなたは普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。



■あなたの障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。

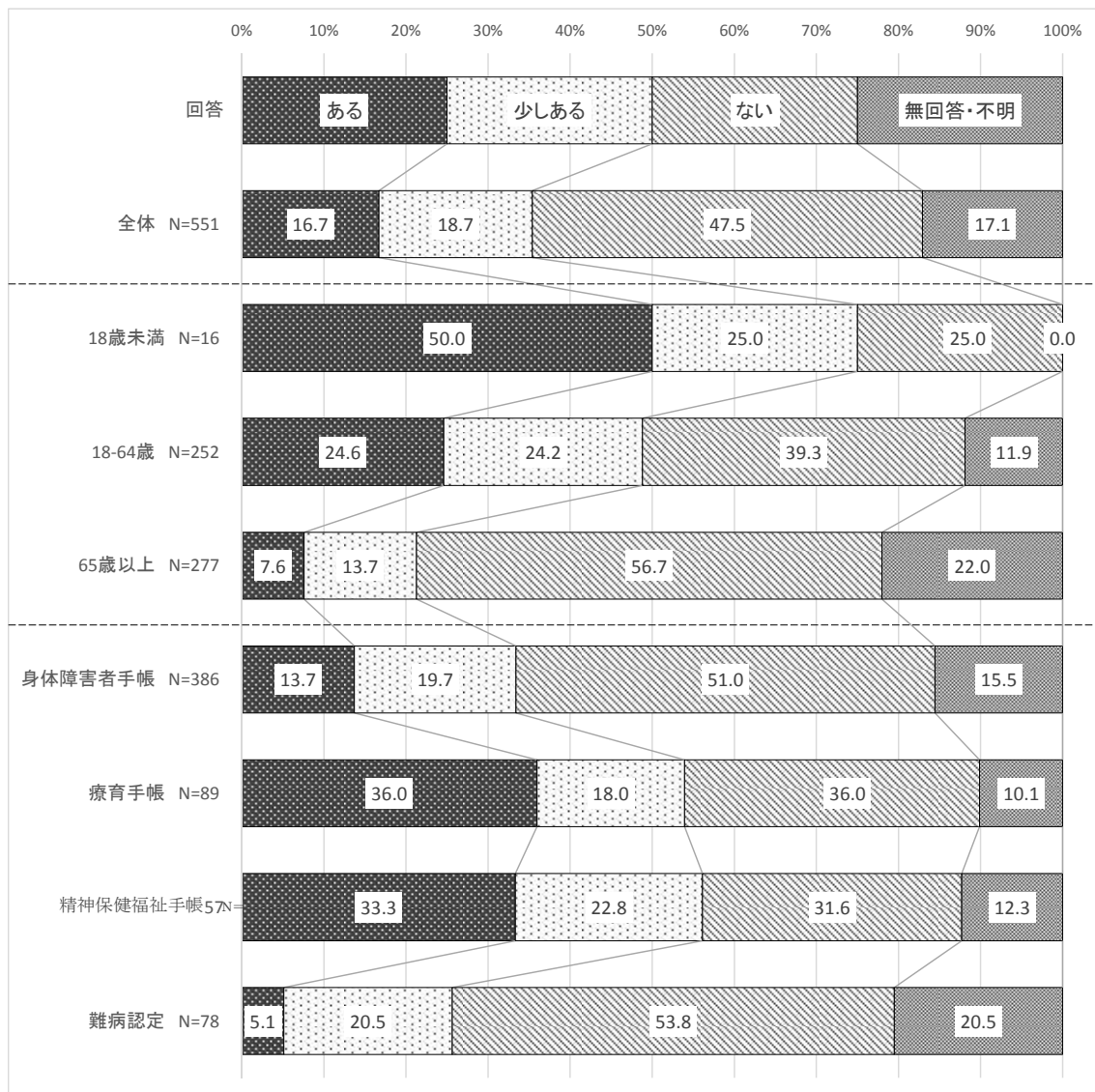


まとめ

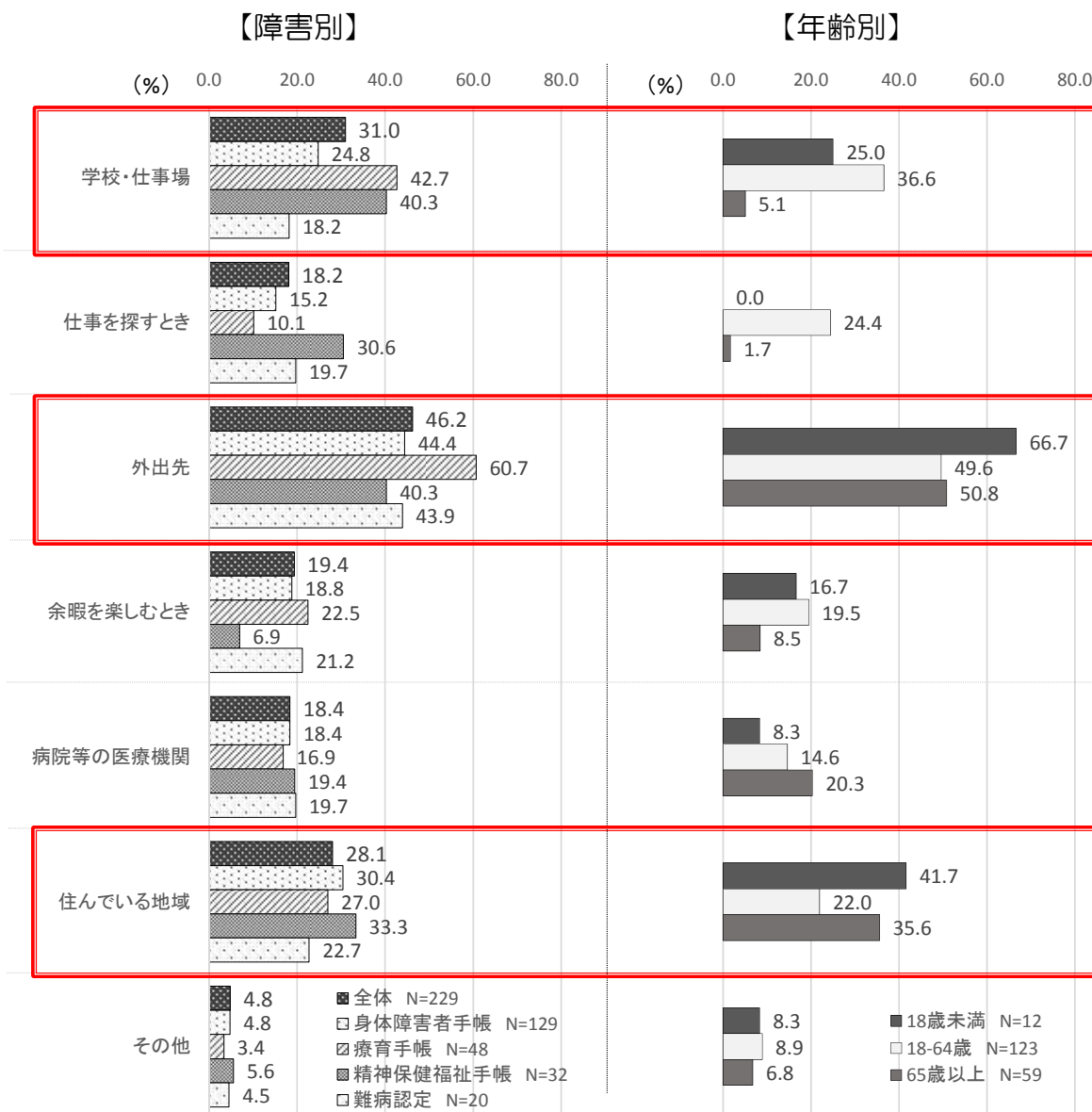
相談相手としては、主に家族や親せきが最も多く、次いで施設の指導員、かかりつけ医や看護師となっています。難病認定者は友人・知人も多くなっています。また、福祉の情報は相談相手から収集する他に本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュースや市の広報紙でも情報を収集しています。

(7) 権利擁護について

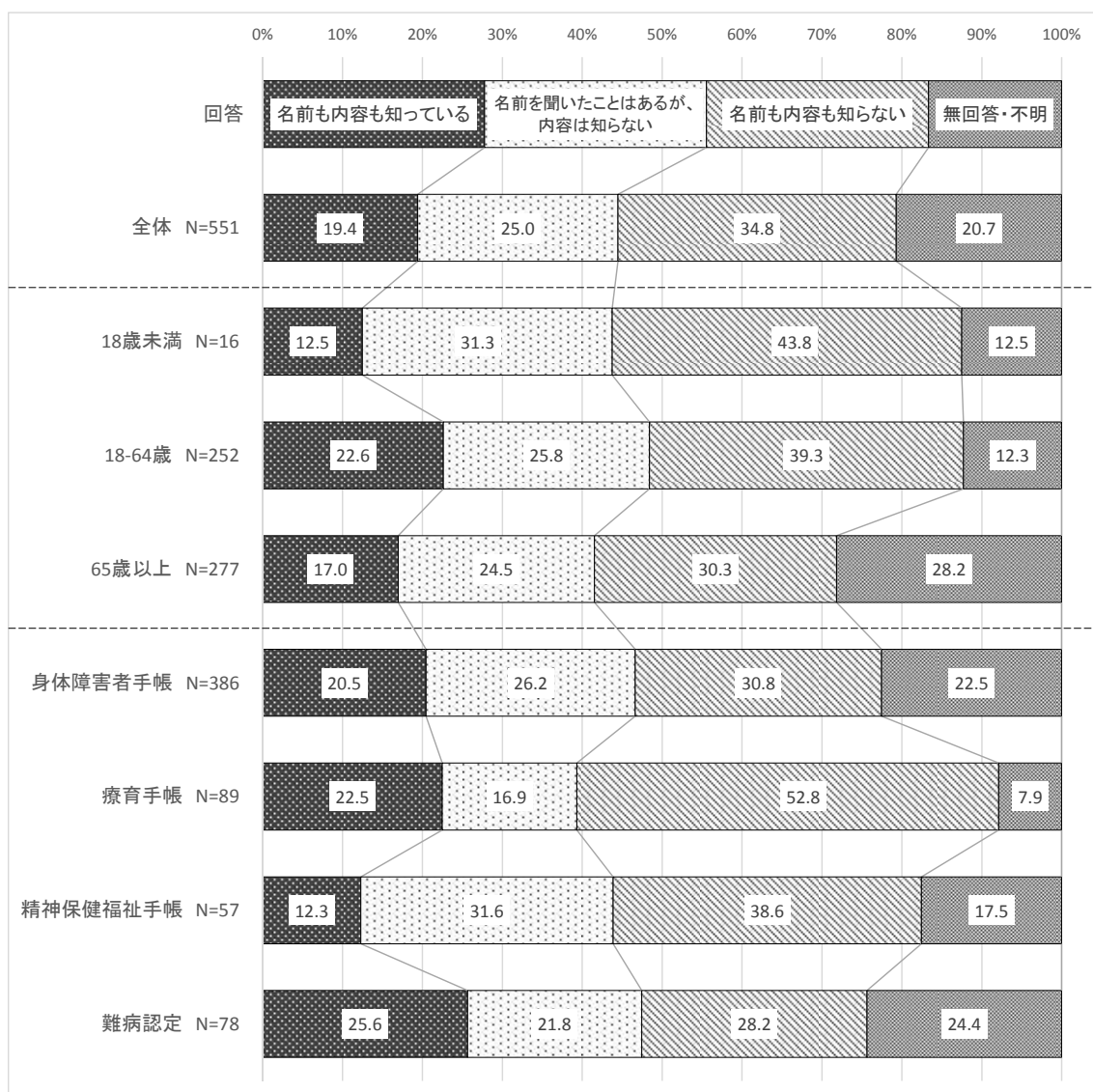
■あなたは障がいがあることで差別やいやな思いをすること(したこと)がありますか。



■どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。



■成年後見制度についてご存知ですか。



まとめ

18歳未満の半数の方が、障がいがあることで差別やいやな思いをすること（したこと）があると答えています。

どのような場合での問いには、学校や職場も多くなっていますが、それよりも外出先でいやな思いをすることが多いと答えています。

また、住んでいる地域でもいやな思いをする方が少なくはない状況です。

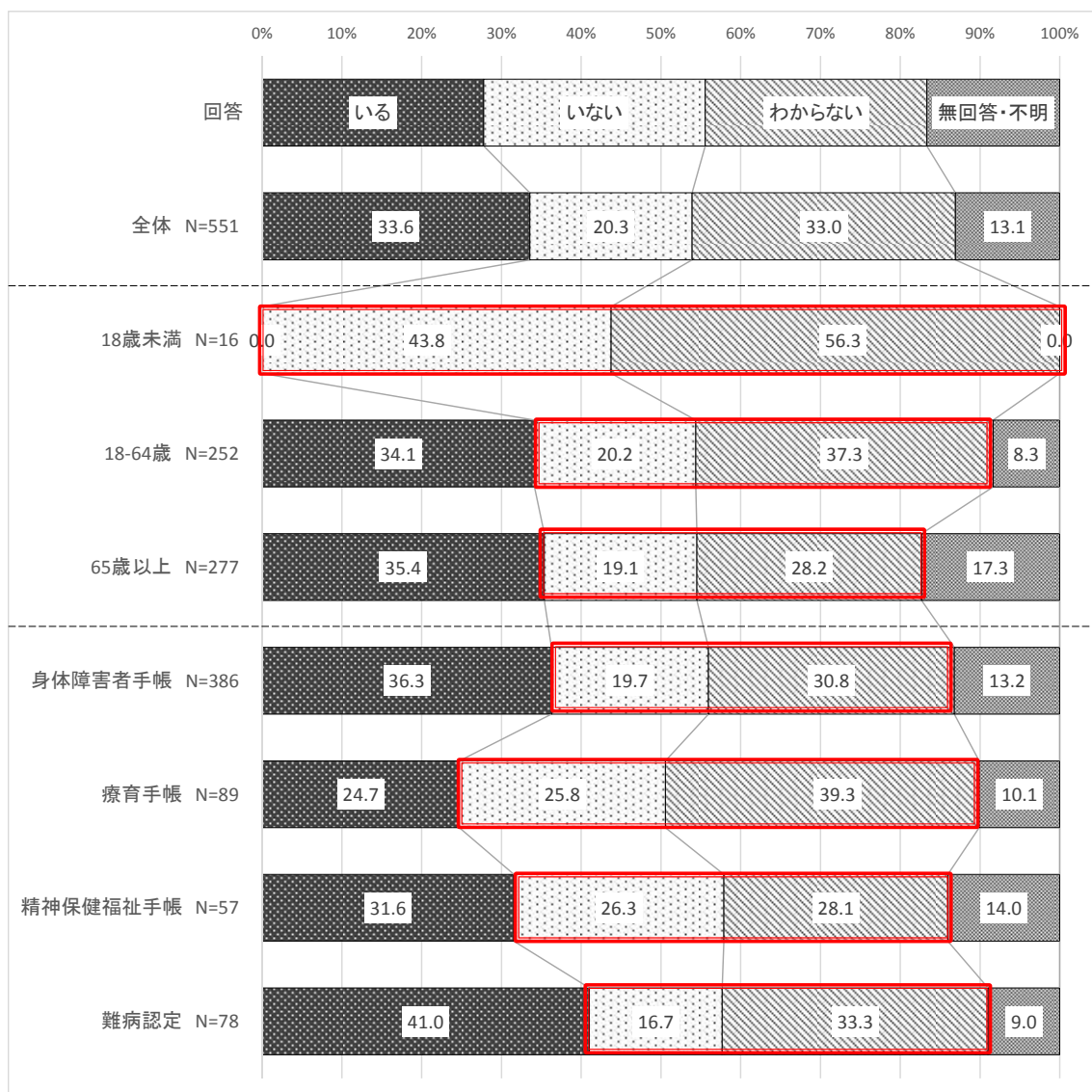
成年後見制度に関しては、内容まで知っている人は少ない状況です。

(8) 災害時の避難について

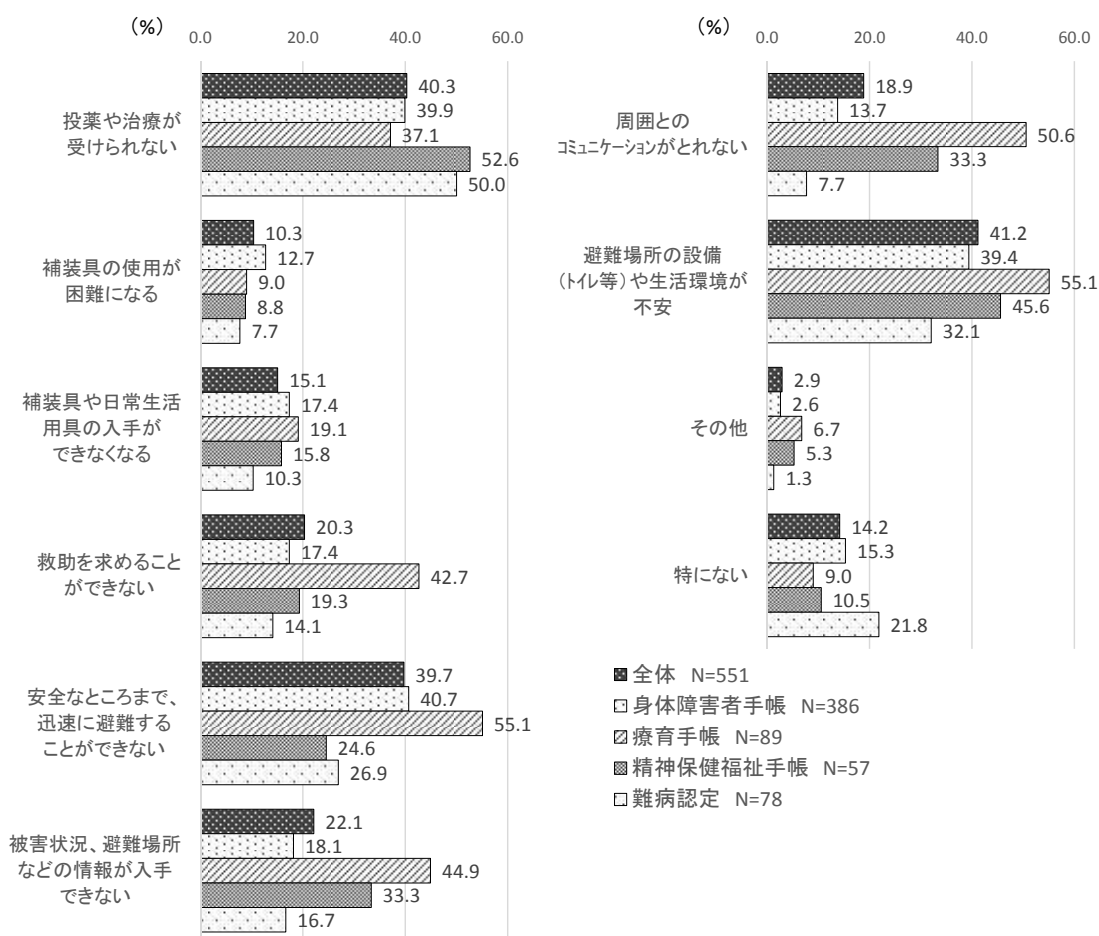
■あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。



■家族が不在な場合や独り暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



■ 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。



まとめ

全体の半数以上が一人で避難できない、一人で避難できるかわからないと回答しており、特に療育手帳所持者が多くなっています。

また、近所にも家族以外に助けてくれる人があまりいない状況となっています。

災害時については、避難時の意思疎通や避難行動、避難後の生活への不安が大きいことがうかがえます。

第3章 桜川市の目指す姿

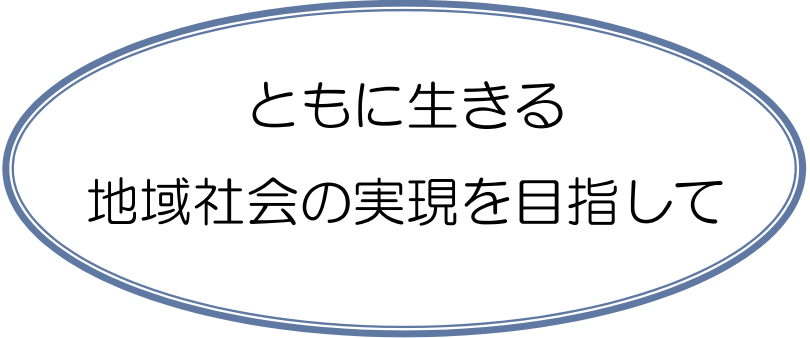
第1節 基本理念

桜川市第2次総合計画・基本構想では、市の将来像に「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」を掲げ、「共生」「学び」「安心」「活力」「快適」「自治」の基本理念に則り、次の6つの施策の柱を示しています。

- I. [共生] 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり
- II. [学び] 生きがいを育む学びのまちづくり
- III. [安心] 安全安心な暮らしのまちづくり
- IV. [活力] 活力ある産業のまちづくり
- V. [快適] 快適な暮らしのまちづくり
- VI. [自治] みんなで築く自治のまちづくり

市の将来像と上の6つの施策の柱を推進し、本計画の基本理念を「ともに生きる地域社会の実現を目指して」とし、障がいの有無で区別されることなく社会生活を共にするノーマライゼーションと完全参加の社会の実現に向けて取り組んでいきます。

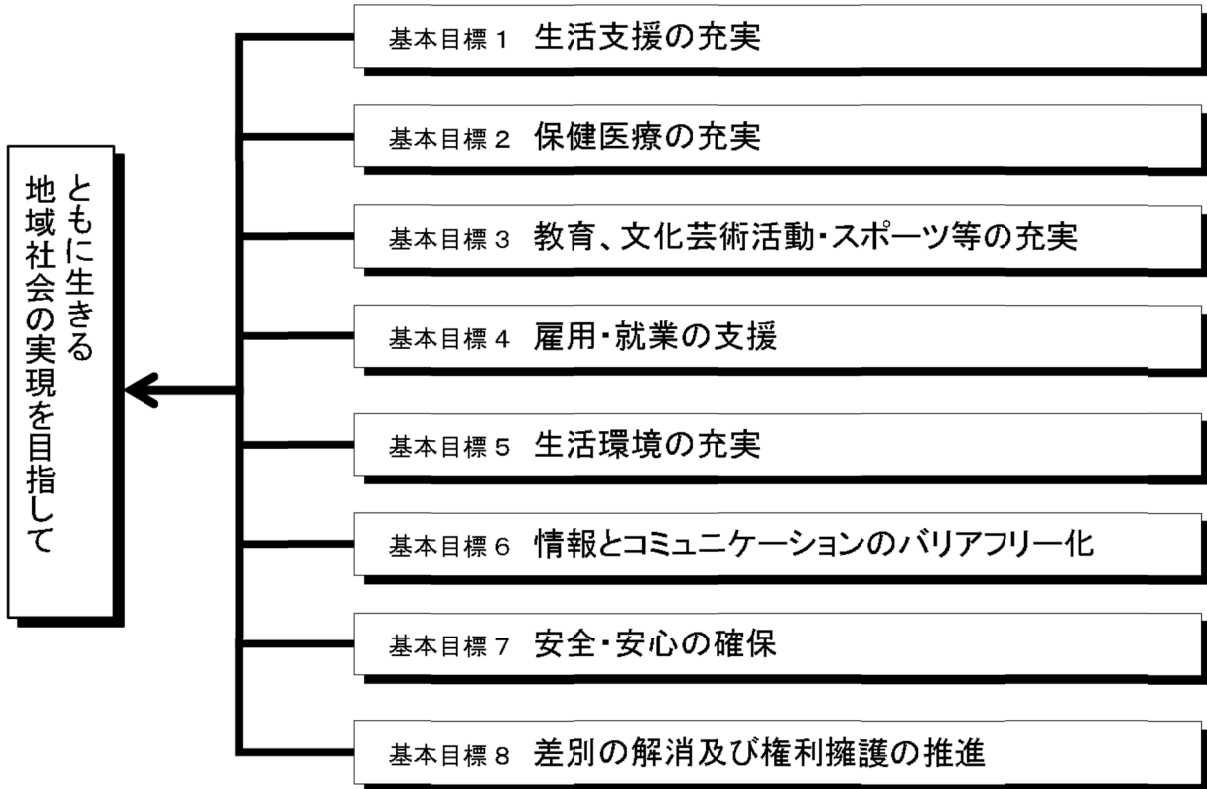
基本理念



ともに生きる
地域社会の実現を目指して

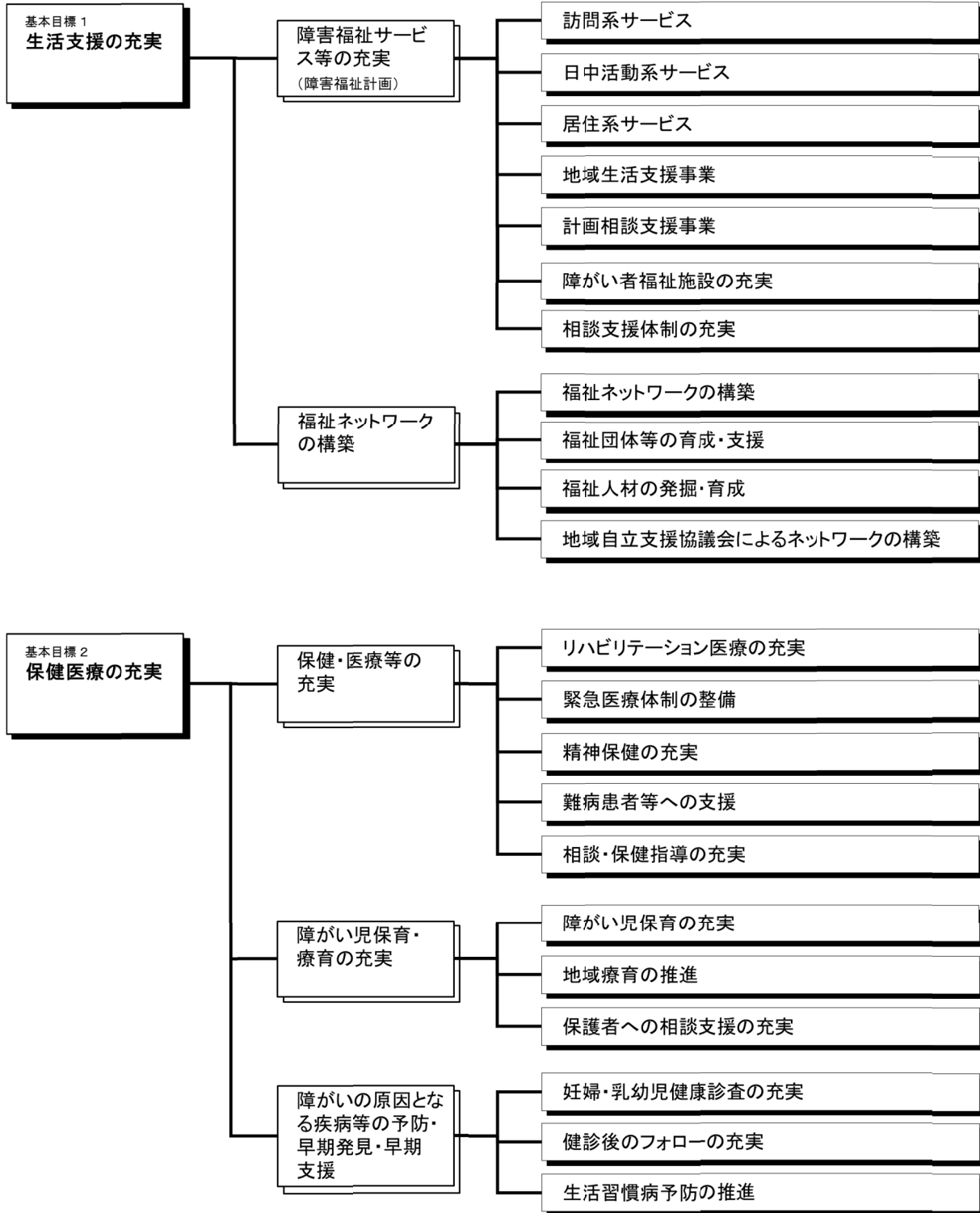
第2節 基本目標

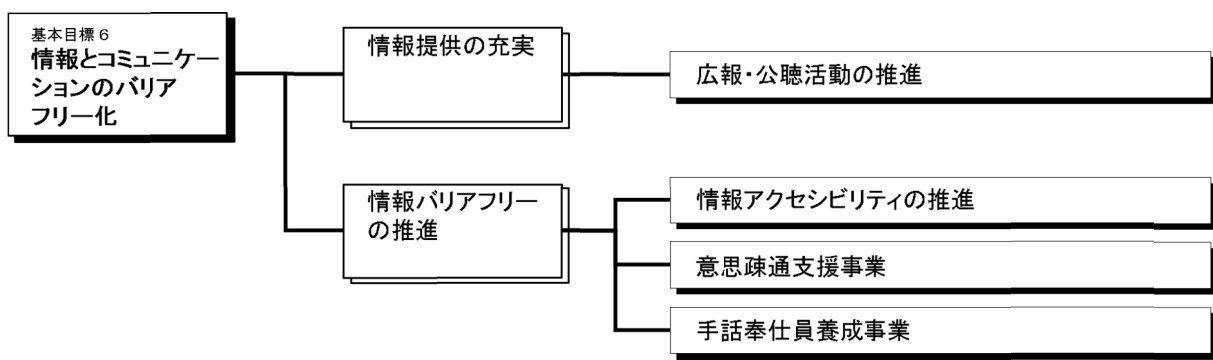
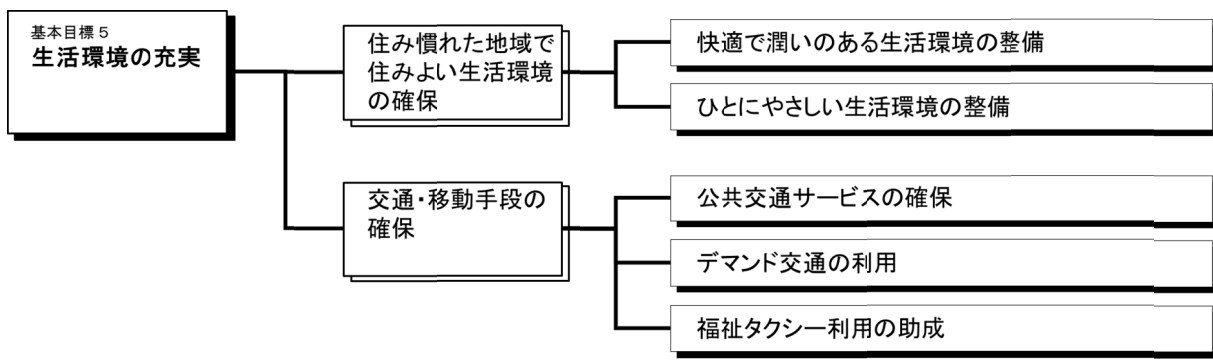
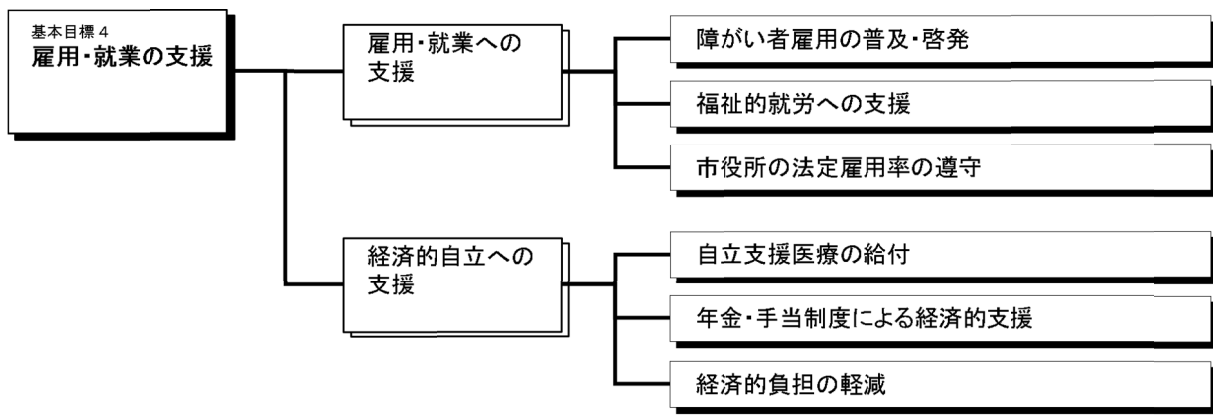
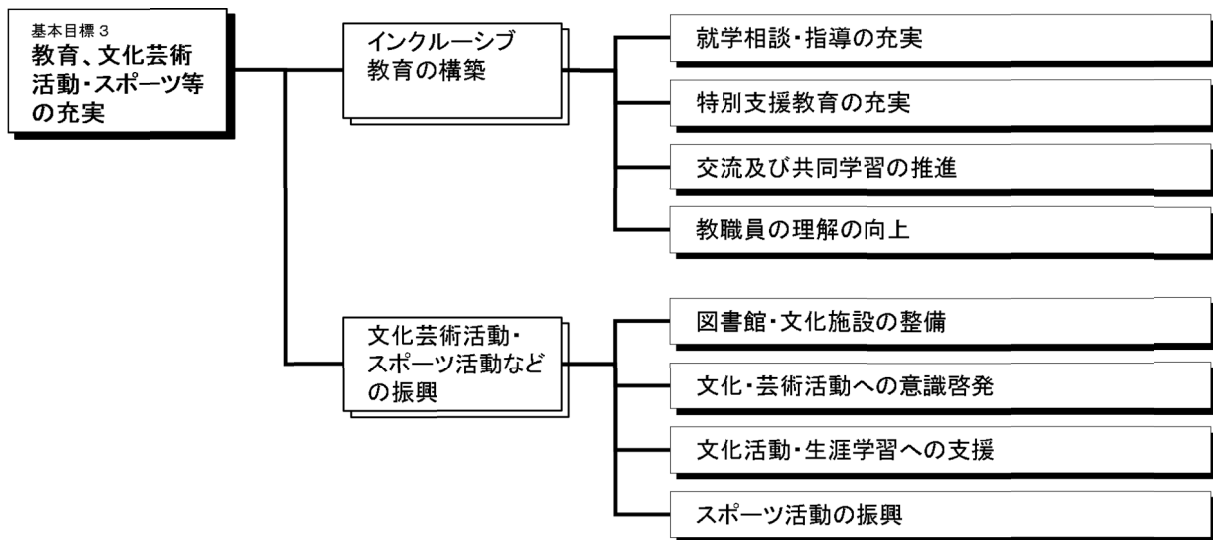
本計画に挙げた当市の障がい者福祉の基本理念を具体化していくために、基本目標を次のとおり定め、各施策・事業を推進していきます。

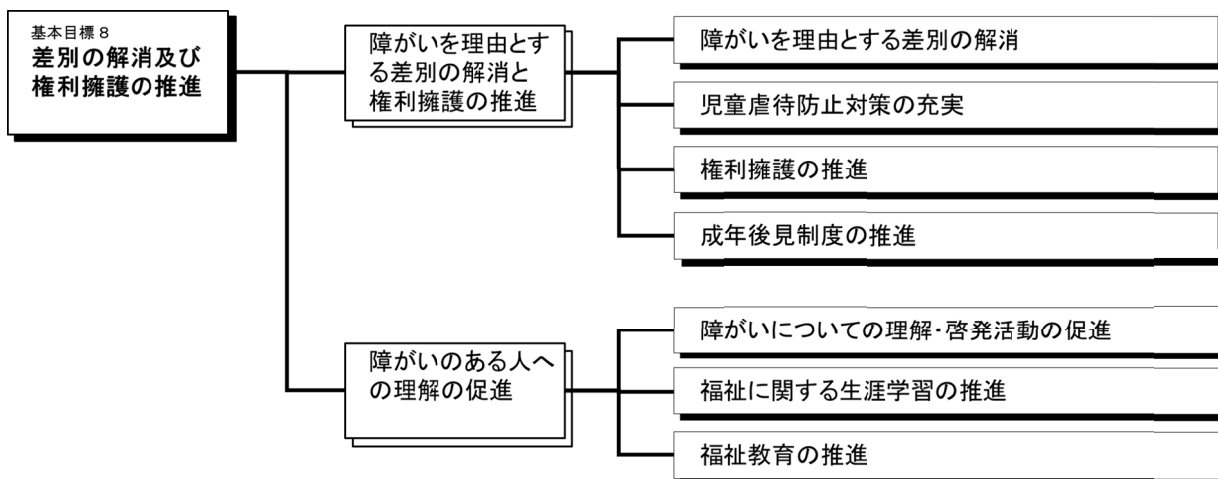
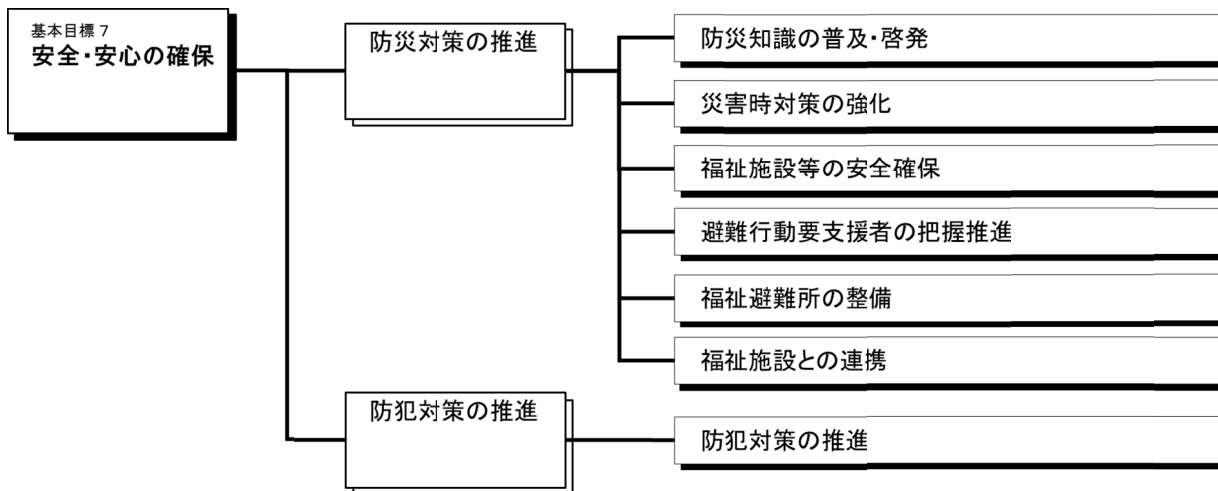


第3節 施策の体系

本計画の施策の体系は以下の通りです。







第2部 障害者計画

第1章 生活支援の充実

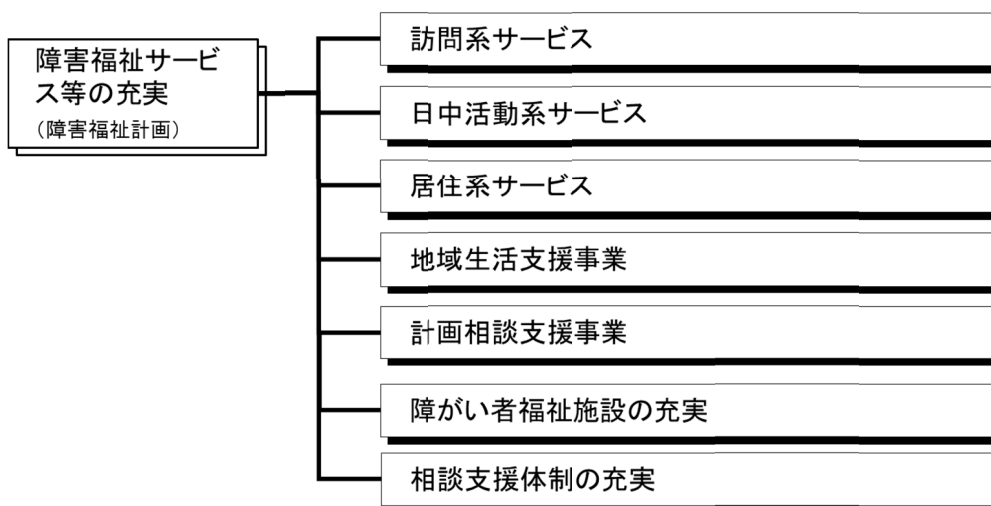
第1節 障害福祉サービス等の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族などの負担を軽減するとともに、障がいのある人一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの質、量の充実を図る必要があります。

今後においても制度改正を踏まえつつ、地域で生活するための住居の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう対応していきます。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 訪問系サービス

福祉サービスの理解を推進し、介護者の負担軽減を図るため、訪問系サービス（家事援助・身体介護・通院など介助）を提供してきました。

また、2012（平成24）年度から新たに同行援護や行動援護を導入しています。

計画相談により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業を適宜組み合わせ、障がいのある人の社会生活および日常生活の自立を支援します。

2. 日中活動系サービス

介護者の高齢化や病院などからの地域移行により、サービスの利用の需要が高まり、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用が、年々増えています。

計画相談により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業を適宜組み合わせ、障がいのある人の社会生活および日常生活の自立を支援します。

3. 居住系サービス

介護者の高齢化や病院などからの地域移行により、グループホームや施設入所支援の需要が高まっています。必要なサービス見込み量の確保について調整を行い、個々の利用者に応じた適切なサービスの充実に努めます。

4. 地域生活支援事業

相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得助成・自動車改造費助成事業、更生訓練費支給事業などの事業を行っています。

今後も障がいのある人に対する福祉サービスの充実に努めていきます。

5. 計画相談支援事業

2012（平成24）年度から、計画相談支援事業が開始され、福祉サービス利用者全員の計画相談を順次進めています。障がいのある人のニーズに合った適正な計画により、適正なサービスの質や量の提供に努めてまいります。

6. 障がい者福祉施設の充実

2006（平成18）年4月に施行された障害者自立支援法（2013（平成25）年4月からは障害者総合支援法）により、障害福祉サービス体系に移行し、現在、当市には指定障害者支援施設6か所、指定障害福祉サービス事業所のうち、訪問系サービス事業所4か所、日中活動系サービス事業所7か所、短期入所サービス事業所6か所、居住サービス支援事業所（グループホーム）3か所、指定特定相談支援事業所5か所、地域活動支援センター2か所があります。

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすことができるよう、生活の基盤となる居住の場と、日中活動の場の整備の推進を図ります。

また、安全で安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業者などに対し、サービスの質の維持・向上、苦情解決のための体制整備などを行うための適正な指導を行います。

7. 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意志を尊重し、必要な福祉サービスなどの支援につなげる役割を果たす、相談支援が重要です。

市の窓口においては、相談者とサービス提供事業者をつなぐコーディネーターとしての役割を果たせるようサービス提供事業所との連携を強化し、相談者の課題解決や不安の解消に努めます。

※上記の各事業の詳細・数値目標などについては、桜川市障害福祉計画を参照

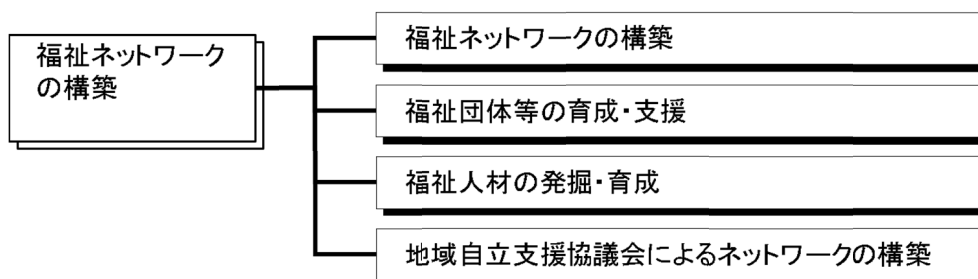
第2節 福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

障がいのある人にとって住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには住民参加による福祉のコミュニティづくりを推進し、障がいのある人やその家族を含め、身近な地域で住民自らが互いに支えあう仕組みが必要です。

そのためには、福祉活動を行う団体の育成や連携、人材の発掘や養成が不可欠です。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 福祉ネットワークの構築

桜川市ボランティア連絡会を中心として、活動の輪を広げ、多くの市民にボランティア活動に参加していただけるよう努めます。さらに、市外・県外を問わずボランティア同士の交流を図り、研修会などに参加し交流の輪を広げることに努めます。

2. 福祉団体などの育成・支援

桜川市ボランティア連絡会のほか、民生委員児童委員・社会福祉協議会などと共に障がいのある人や高齢者への理解を深めるために、各種団体との情報の交換など、より一層の協力体制の構築を図っていきます。

3. 福祉人材の発掘・育成

桜川市ボランティア連絡会 PR 紙での呼びかけや全体研修会、養成講座などを行い、初心者でも気軽に参加できる研修内容にし、加入数や新規団体の育成に努めています。今後も引き続き、福祉人材の発掘および育成に努めていきます。

4. 地域自立支援協議会によるネットワークの構築

障がい者団体、医療関係者、保健所、ハローワーク、障がい者支援施設関係者などの意見交換の場として、地域自立支援協議会を設置し、地域の課題解決に努めています。地域自立支援協議会におけるネットワークを通して、障がいのある人の地域でのより良い生活環境をつくるために情報の共有を図っていきます。

第2章 保健・医療の充実

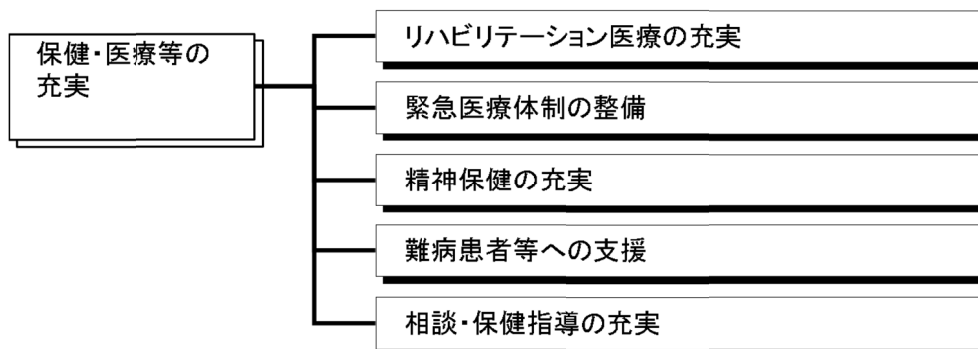
第1節 保健・医療等の充実

【現状と課題】

障がいのある人にとって、保健・医療のサービスは、障がいによる心身機能の低下の軽減や、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、自立した生活を送る上で非常に重要な意義を有しています。

このため、障がいのある人が適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、地域の保健・医療体制の整備を図るとともに、相談体制の充実を図っていくことも必要です。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. リハビリテーション医療の充実

関係医療機関や訪問看護ステーションと連携し、障がいの程度やライフステージに応じたリハビリテーション医療の充実を図っていきます。

2. 緊急医療体制の整備

休日・夜間においても、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療を受けられるように、休日当番医・病院群輪番制を実施しています。訪問看護ステーションの利用者については、患者連絡票を通して連携し情報の共有をしています。障がいのある人が安心して地域で生活していけるように、救急医療の適正利用に関する情報提供を図っていきます。

3. 精神保健の充実

電話相談や家庭訪問で特に精神疾患、思春期やひきこもり、アルコール関係の相談が増加しています。精神科医師や精神保健福祉士による「こころの健康相談」や「産後うつ相談」などの相談支援を実施しています。

また、こころの健康づくりやこころの問題の早期発見・支援をするための知識の普及啓発活動や研修会の開催、自殺予防対策として人材育成事業であるゲートキーパー養成研修会を実施しています。

近年の社会環境の急激な変化に伴い、日々の生活や仕事の中で、不安や悩み、ストレスを抱える方や精神疾患の方などが増加しています。

今後も、市民がこころの健康の保持・増進ができるように早期からいつでも相談ができるように専門の相談員を配置し、相談体制の充実と関係機関の連携を図っていきます。

4. 難病患者などへの支援

病気のことや公費負担制度などについて個別相談を行い、各関係機関との連携を図り、早期に適切な支援を図っていきます。

5. 相談・保健指導の充実

疾病予防と健康増進を図るため、母子から高齢者までを対象に、月2回実施している定例の総合健康相談（市内2会場）や随時の相談を行い、生活・栄養指導などを実施してきました。

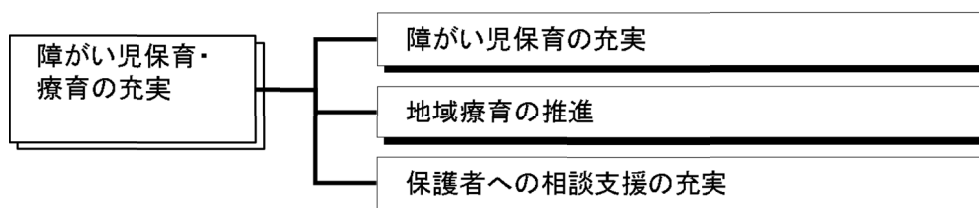
今後も、生活習慣病を予防するため、生活習慣を改善し、病気を予防する一次予防に加え、疾病の早期発見と重症化や合併症による生活障がい未然に防ぐため、相談・保健指導の充実を図っていきます。

第2節 障がい児保育・療育の充実

【現状と課題】

心身ともに発達する時期にある子どもにとって、早い段階から個々の発達に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、幼児期から継続的なかわりをもった保育・療育を推進することが求められます。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 障がい児保育の充実

保育施設において、障がい児を受け入れ、子どもの障がい・発達・生活にしっかりと目を向け、生活や遊びを豊かにしながら発達の援助が行える保育の充実に努めます。

2. 地域療育の推進

ことばや発育・発達面の遅れなどがある子どもを対象に、ことばの相談室や保健所の巡回相談や発達相談を実施しています。

今後も身近な場所で療育指導が受けられるよう、各教育・保育施設と情報を共有し、また各医療機関や保健所、児童相談所と連携を図りながら療育の早期支援を推進します。

3. 保護者への相談支援の充実

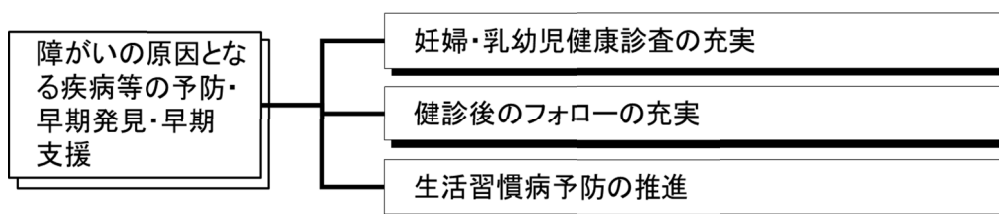
保護者が子どもの発達や子育ての悩み、不安などを早期に相談でき、子どもの発達に合わせた支援が早期からできるなど、安心して子育てができるように相談支援の充実に図ります。

第3節 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期支援

【現状と課題】

疾病などの予防は障がいの予防や軽減につながるため、生活習慣病や介護を要する状態にならないよう予防していく必要があります。また、障がいを早期に発見し対応することで、できるだけ障がいを軽減することができます。保健・医療・福祉などの関係機関が一体となった疾病予防、障がいの早期発見・早期支援の充実に努める必要があります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 妊婦・乳幼児健康診査の充実

母と子の健康管理、健康の保持増進のため、妊娠届出者全員に妊婦乳児一般健康診査受診票を交付し、0歳までは各医療機関で健診を実施しています。1歳児以降は市の集団健診を実施し、2017（平成29）年度からは5歳児健康相談が開始となりました。更なる受診率の向上に努め充実を図っていきます。

2. 健診後のフォローの充実

各種乳幼児健診時に、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない、子育てに不安があるなどの精神発達および心理面で気になる乳幼児や保護者に対しては、健診時に精神保健福祉士による子育て相談を実施しています。また、経過観察が必要な乳幼児と保護者に対しては、ことばの相談室や、市又は保健所の発達相談を勧めています。

発達の気になる乳幼児や子育てに不安のある保護者へすぐに支援していくために、相談体制と関係機関との連携の充実を図っていきます。

3. 生活習慣病予防の推進

若年期からメタボリックシンドロームに着目し、早期より生活習慣病を予防するために、若年者健診（20～39歳）を実施しています。また、40歳以上の方を対象に特定健診・特定保健指導や各種がん健診・骨粗しょう症検診などを実施しています。さらに、疾病予防のための知識啓発として市民健康講座、医師や歯科医師などによる健康講話や糖尿病教室、健康運動教室などの健康教育も実施しています。

今後も、生活習慣病を予防するために健診受診率向上や知識の普及を図っていきます。

第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

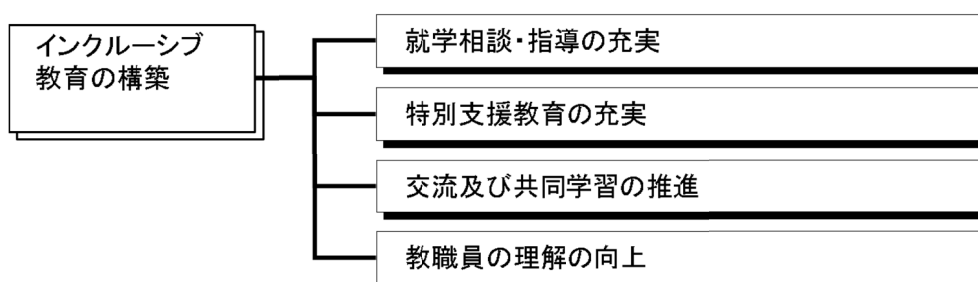
第1節 インクルーシブ教育の構築

【現状と課題】

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重などを強化し、障がいのある人が精神のおよび身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由に社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みです。

そのためには、障がいのある一人ひとりの子どもに対して、きめ細やかな丁寧な支援とその支援を可能とする環境整備の充実が必要となります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 就学相談・指導の充実

各教育・保育施設への調査訪問などを通して、障がいのある幼児の情報共有および理解を図り、保護者の理解を得ながら、就学前の早い時期からの保護者との就学相談を積極的に進め、教育支援委員会による一人ひとりに応じた適切な就学指導を行います。

2. 特別支援教育の充実

教育補助員を学校の要望に応じて適切に配置し、障がいのある児童生徒への支援をしています。特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の機能を十分発揮させるためにも個別の教育支援計画（さくらサポートファイル）の効果的な活用を通して、長期的・継続的な支援の充実を目指します。

3. 交流および共同学習の推進

市内各校の特別支援学級児童生徒間の交流会や作品展を通して、ふれあいと理解を深めています。近隣の特別支援学校とも連携を図りながら、様々な交流活動を積極的に進め、障がいのある児童生徒への理解促進を図ります。

4. 教職員の理解の向上

職員会議などで、障がいのある児童生徒への具体的な支援方法についての理解の向上に努めています。専門性向上のための計画的・継続的ミニ研修やロールプレイ研修などの実施を各校へ勧め、特別支援教育コーディネーターを核にした校内研修の充実を図り、全職員の力量向上を目指していきます。

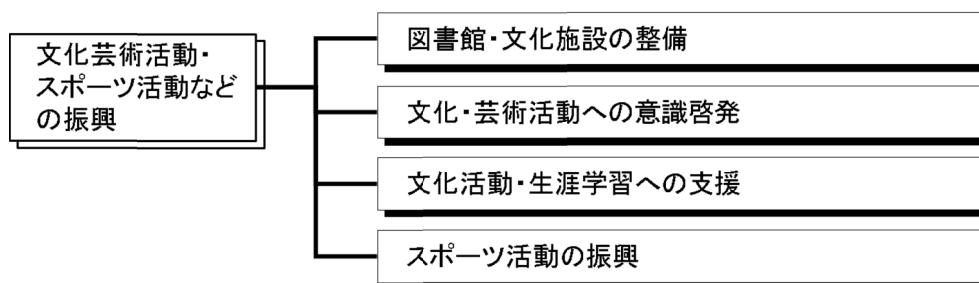
第2節 文化芸術活動・スポーツ活動等の振興

【現状と課題】

絵画、音楽などの文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を行うことは、障がいのある人に対する理解の促進と、障がいのある人自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。

障がいのある人もない人もだれもが等しく文化芸術活動・スポーツ活動を享受できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 図書館・文化施設の整備

図書館・文化施設のバリアフリー化などを進め、障がいのある人も利用しやすいよう既存施設を活用した機能拡充を図り、市民の生涯学習・文化活動の拠点づくりを進めていきます。

2. 文化・芸術活動への意識啓発

各種広報活動や生涯学習情報の提供、市民文化祭での作品展示などの成果発表の機会を拡充し、障がいのある人の学習・文化活動に対する意識啓発を図ります。

3. 文化活動・生涯学習への支援

障がいのある人が積極的に学習活動に参加でき、多様な学習ニーズに応えられるよう学習機会や関連情報を提供するなど、学習活動の機会拡充に努めます。

4. スポーツ活動の振興

県主催のゆうあいスポーツ大会や身体障害者スポーツ大会への参加に対する支援に努めています。

障がいの有無にかかわらず一緒に活動できるスポーツの種目の普及や、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、障がいのある人の社会参加やコミュニティの構築につながるよう、今後も努めていきます。

第4章 雇用・就業の支援

第1節 雇用・就業への支援

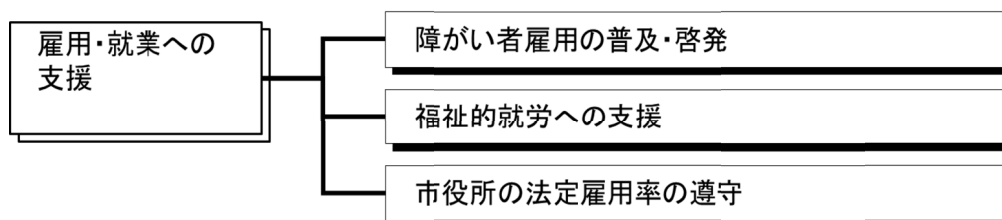
【現状と課題】

障がいのある人の一般就労にあたっては、働きたいという希望をもっているにもかかわらず、現実にはその機会が少ない状況にあることから、事業所や従業員の障がい者雇用に対する理解を促進することが重要です。

また、就労に関する情報提供や相談・支援について一貫した取り組みができるよう、ハローワークなど関係機関と連携し、就労につなげる支援を充実していく必要があります。

このほか、雇用・就労環境が厳しい状況において、一般就労が困難な障がいのある人については、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障がい者支援施設や地域活動支援センターなどの充実を図るほか、地域の事業所などの協力を受けて、就労のきっかけづくりとなる体験事業の実施が求められています。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 障がい者雇用の普及・啓発

計画相談を通して相談支援事業所や障がい者雇用支援センターと連携し、就職先の斡旋を行ってきました。また、ハローワークと連携し障害者就職面接会への案内などを行ってきました。

今後も相談支援事業所や障がい者雇用支援センターとの連携を密にすることで、その方の障がいを理解し、よりの確な就労支援を行えるように努めます。

2. 福祉的就労への支援

障がい者就労支援事業所の整備が進み、就労移行支援や就労継続支援 B 型の利用者が増えてきました。

また、2013（平成 25）年 4 月より障害者優先調達推進法が施行され、市内の公共施設で障害者支援施設から物品などの調達を行っています。今後、障害者支援施設からの物品調達額を引き上げていくよう努めます。

3. 市役所の法定雇用率の遵守

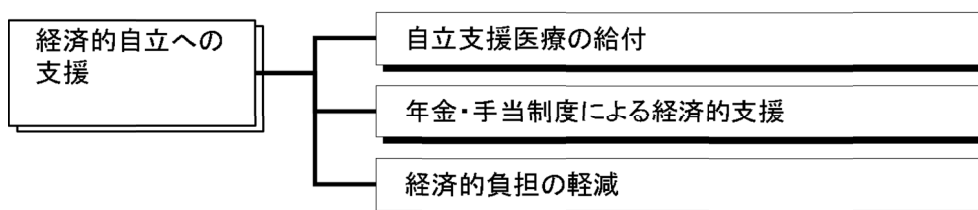
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、市役所における障がいのある人の雇用について法定雇用率を遵守していきます。

第2節 経済的自立への支援

【現状と課題】

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、地域でともに生活するためには、障がいのある人の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度などの普及促進を図っていくことが重要です。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）の給付

心身の障がいの軽減や日常生活・社会生活を営む上で必要な医療を受けるための自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）を給付し、医療などにかかる費用を助成することで、経済的な自立への支援を行います。

2. 年金・手当制度による経済的支援

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、自立を促すため、各種の年金や手当制度による経済的支援を行います。

手帳交付時など、年金や手当制度の該当になると思われる方に対する申請案内を徹底します。

3. 経済的負担の軽減

税金の減免など、NHK 放送受信料や有料道路通行料金といった公共料金の割引など、障がいのある人、およびその家族に対する経済的負担の軽減に関する制度の周知や、手続きに関する案内に努めます。

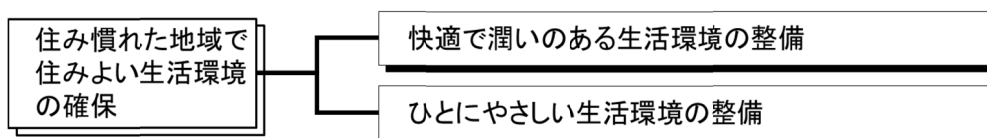
第5章 生活環境の充実

第1節 住み慣れた地域で住みよい生活環境の確保

【現状と課題】

障がいのある方は、多くの場所や場面で不便さや不利益を感じており、障がいのある方が安心して暮らすためには、居宅や多くの市民が利用する公共的施設などを快適に思える空間にする必要があります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 快適で潤いのある生活環境の整備

花いっぱい運動や清掃活動による環境美化活動など、障がいの有無に関係なく交流できる場の確保や協働による公共空間の整備などにより、障がいに対する理解を促進し、人的交流が充実した住みよい環境づくりを進めます。

2. ひとにやさしい生活環境の整備

都市公園の出入り口や駅の段差を解消し、車いすでの入場や昇降ができるよう環境整備を進めています。

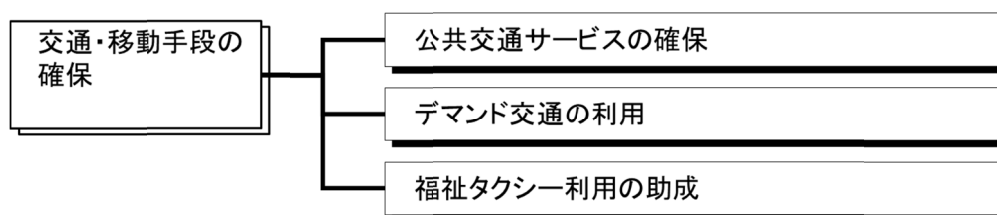
今後も駐車場や不特定多数の利用者が見込まれる公共施設や遊歩道などを整備し、だれもが利用しやすい環境となるようバリアフリー化を進めます。

第2節 交通・移動手段の確保

【現状と課題】

障がいのある人が円滑に外出することができるよう、障がいのある人の移動支援が求められています。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 公共交通サービスの確保

障がいのある人や高齢者などすべての人が利用しやすい交通体系の構築に向け、バスの運行やその他の交通手段導入を推進し、交通不便の解消に努めます。

2. デマンド交通の利用

デマンド交通の運営事業者である「商工会」と運行事業者である「タクシー事業者」との協議を通して、利用者からの要望や改善点の検討を行い、より利用しやすい効率的な運用・運行となるよう、見直しを考えていきます。

3. 福祉タクシー利用の助成

重度の身体障がい又は知的障がいのある人が、医療機関への通院や福祉事業などへの参加のためにタクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成します。

第6章 情報とコミュニケーションのバリアフリー化

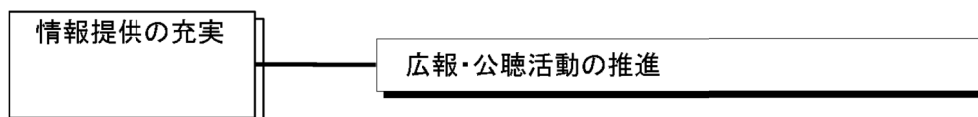
第1節 情報提供の充実

【現状と課題】

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。

また、福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 広報・公聴活動の推進

福祉窓口において障害者手帳をお持ちの方の障がいの種類や程度に合わせて利用できる制度について説明し、その方のニーズに合わせて障害福祉サービスの案内をします。

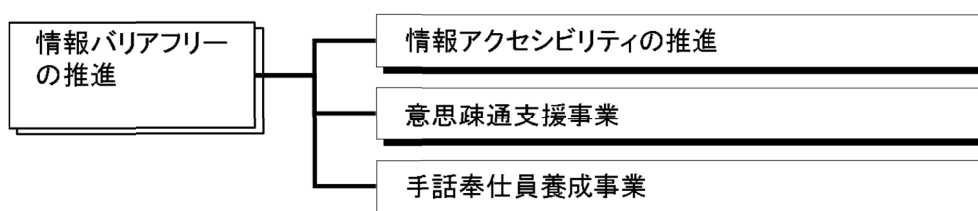
また、随時ホームページや広報紙による周知に努めます。

第2節 情報バリアフリーの推進

【現状と課題】

障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 情報アクセシビリティの推進

聴覚や視覚に障がいのある方に対し、ファクシミリや補聴器および拡大読書器や活字読上げ機の購入助成により、情報の取得や意思伝達手段を提供し、社会参加しやすい環境づくりに努めています。今後も制度の周知や充実に努めます。

2. 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能に障がいのある方が、病院への通院や役所での手続き、学校行事への参加など、日常生活を送る上で必要な場合に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。今後も社会参加のためのコミュニケーション支援を行います。

3. 手話奉仕員養成事業

聴覚や言語機能に障がいのある方が生活しやすい環境を作るために、手話奉仕員および手話通訳者の養成カリキュラムに則った手話講座を行い、手話への理解を深め、手話通訳者の増加を目指します。

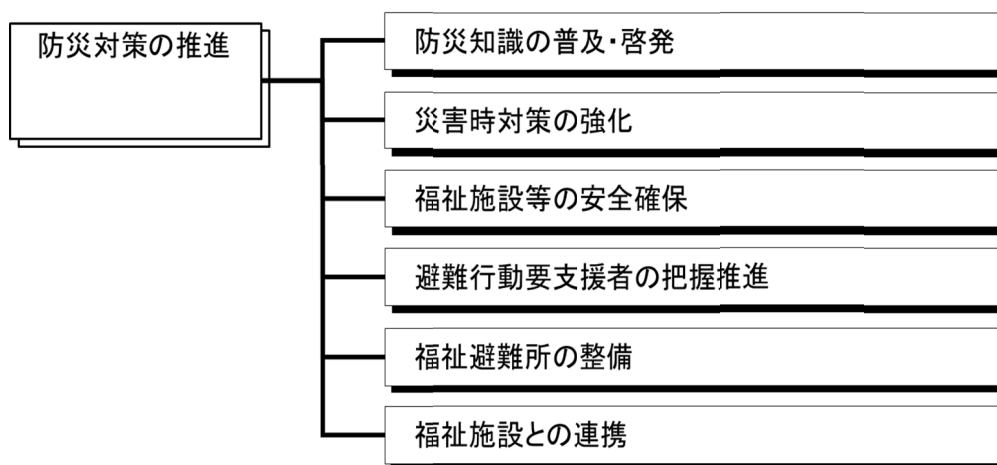
第7章 安全・安心の確保

第1節 防災対策の推進

【現状と課題】

震災を契機にこれまでの防災対策のあり方が問われており、従来の対策を見直し、防災力を向上させる必要があります。障がいのある人への避難行動要支援者対策においても、福祉施設との連携などの多様な取り組みが必要となっています。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 防災知識の普及・啓発

市内の小中学校区ごとに、市民参加型の防災訓練を実施し、防災知識の普及・啓発を図ってきました。

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）およびその関係者に対しても、災害時における的確な対応能力を高めるため、今後も継続して小中学校区単位での防災訓練を実施するとともに、市全体の総合防災訓練の実施について検討し、防災知識の普及・啓発に努めます。

2. 災害時対策の強化

桜川市地域防災計画に基づき、災害備蓄や防災行政無線のデジタル化など、防災施設や設備の整備を進めています。

また、行政区を中心とした自主防災組織の結成および育成を促進し、地域の助け合いによる災害対策の重要性を認識してもらい、さらに、民生委員児童委員や福祉関係者との連携強化による要支援者の避難誘導・救出・救護および安否情報の把握や情報伝達体制の整備などに継続して取り組みます。

3. 福祉施設等の安全確保

福祉施設などの利用者の大半は、障がいのある人や寝たきり高齢者、傷病者などの要支援者であることから、施設の管理者に対して、施設の災害に対する安全性を高めるための対策を講じるよう促していきます。

4. 避難行動要支援者の把握推進

障がいのある人や高齢者といった災害時に自力で避難することが困難で特別の配慮を必要とする要支援者が、災害時・緊急時に安全を確保できるよう備えていきます。

そのために、民生委員児童委員や自主防災組織、消防機関と密に連携し、要支援者本人の同意を得ながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、対応に必要な状況把握に努めます。

5. 福祉避難所の整備

災害時の避難所に関しては、一般の避難所では生活に支障を来す要支援者に対応できる福祉避難所が求められています。

避難所生活において、要支援者が必要な生活支援を受けることができる二次的避難施設としての福祉避難所の整備を進めます。

6. 福祉施設との連携

災害の規模によっては、多数の要支援者が発生し、福祉避難所での受け入れが困難となる状況が考えられます。このような事態に備えるため、専門のスタッフが配置され、バリアフリー化された施設となっている障がい者支援施設などの福祉施設と連携し、受け入れ態勢を強化することが必要です。

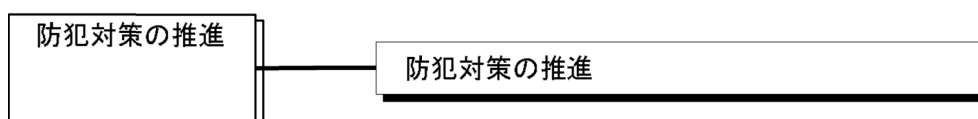
災害時においてもサービスが継続できるよう、要支援者の受け入れに対応できるよう、福祉施設との連携による安全確保に向けた体制を構築します。

第2節 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、犯罪や事故などの当事者となった場合、その対応に困難を伴うことが多いことから、障がいのある人の状況に応じた啓発活動など防犯対策の充実を図る必要があります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 防犯対策の推進

地域ぐるみの防犯活動を推進するため、行政区単位で自主防犯組織や自主防犯ボランティア団体の設立に向けた支援や、警察署・防犯連絡員との連携、防犯施設の整備による犯罪の発生しにくい環境づくりを図るとともに、防犯意識の啓発を進めていきます。

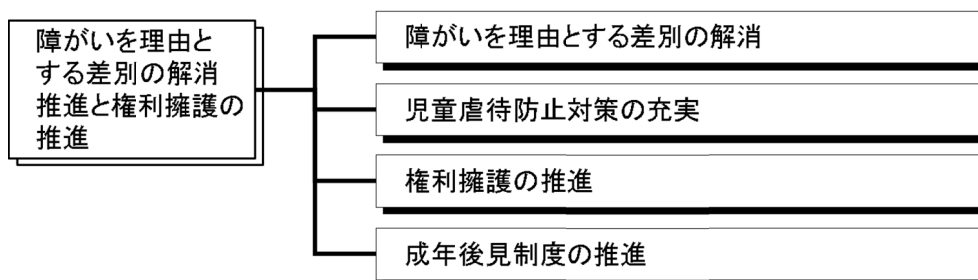
第8章 差別の解消および権利擁護の推進

第1節 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人は障がいがあるがゆえに自らの権利を主張することができなかつたり、他者からの権利侵害を受けたりすることがあります。そこで、国連の「障害者権利条約」に象徴されるように、障がいのある人の特性に配慮しつつ、その権利を明確にし、社会的な権利保障を行う必要があります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無により分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制定された「障害者差別解消法」（平成25年制定、平成28年施行）に基づき、障がいを理由とした差別の解消について広報などによる周知に取り組みます。

また、市職員に対する「対応要領」の周知を進め、職員として日常業務のなかで適切に対応できるよう努めていきます。

2. 児童虐待防止対策の充実

障がいのある子どもに対しては、乳幼児期から個々の子どもの発達の段階に応じ、一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧で配慮された発達支援、子どもを育てる家族に対し、気付きの段階からの家族支援が必要であるため、障がいのある子どものライフステージに添って、地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供に努めます。

なお、障がいのある子どもに対する虐待などの明らかな不利益や、安心・安全の保障が脅かされる可能性があるときは、養護相談としての対応にも取り組みます。

3. 権利擁護の推進

障がいのある人の自立および社会参加といった権利の擁護を図るため、障がいのある人に対する虐待の通報・届出があった場合に迅速かつ適切な対応が行える体制を整えるとともに、未然防止に努めます。

また、障がいによって判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の充実に努めます。

4. 成年後見制度の推進

成年後見制度については、これまで利用実績はありませんでした。

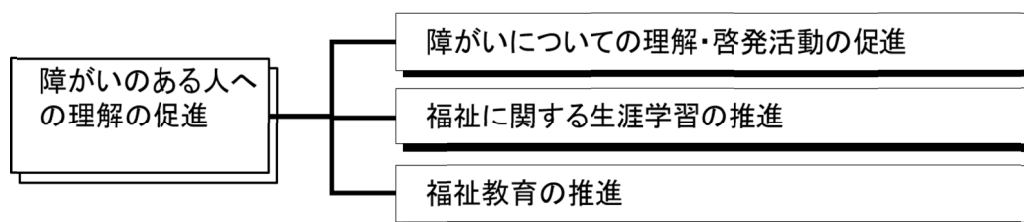
障がいのある人本人の意思決定支援としての成年後見制度の周知を図るとともに、活用についての助言に努めます。

第2節 障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人と共に暮らす、共生社会（ノーマライゼーション）を目指して、障がいに対する正しい知識を普及することや、児童生徒への福祉教育を推進することで、当市における「ともに生きる地域社会の実現を目指して」の理念の実現と市民の障がい者理解を促進する必要があります。

【施策の体系】



【施策の基本方針】

1. 障がいについての理解・啓発活動の促進

身体障がいや知的障がいへの理解とともに、内部障がいや精神障がい、難病の方など、援助や配慮が必要なことが外見からは分からない障がいも含め、障がいについての正しい知識の普及・啓発を行います。そして、障がいの有無で区別されることなく社会生活を共にするノーマライゼーションと、完全参加の促進に努めます。

2. 福祉に関する生涯学習の推進

社会福祉協議会や公民館などの社会教育関連施設と連携し、手話講座など福祉に関する講座を開設し、市民に対する学習機会の充実を図ります。

3. 福祉教育の推進

児童生徒の障がいのある人に対する理解を深めるため、社会福祉協議会との連携により、人材育成福祉体験事業やボランティアスクール、出前講座を実施し、小学校・中学校での手話教室や福祉体験活動などへの支援、福祉施設との交流活動、高等学校での福祉ボランティア活動への支援に取り組んでいます。

今後も、障がいのある人とない人との差別をなくし、距離感が近くなるよう、障がいのある人が地域で暮らしやすい環境づくりを目指します。

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画の趣旨

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行に伴う福祉サービス体系の見直しについては、障がい者の生活を「24時間を通じた施設での生活」から「地域と交わる暮らし（日中活動の場と生活の場の分離）」へと移行させることが、見直しの趣旨のひとつとなっています。

当市は、この趣旨を踏まえつつ、第4期までの障害福祉計画に基づき、障がい者福祉施策を推進してきました。第4期障害福祉計画が終了するにあたり、本年度より策定が義務となった児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の内容を増幅させるとともに、引き続き以下の基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスに関する2020（平成32）年度の目標値を設定した上で、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、障がい児支援の5つに区分された「障害福祉サービス」とともに、「地域生活支援事業」についても県との連携を図るなどの提供体制の確保により、目標値の実現を目指します。

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

当市は、障がい者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ①必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する日中活動系サービスを保障
- ③グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
- ④必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- ⑤福祉施設から一般就労への移行等を推進
- ⑥障がい児支援の推進

○障害福祉サービスの提供体制の確保

①訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

②日中活動系サービス

短期入所（福祉型、医療型）・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援・療養介護

③居住系サービス

自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援

④相談支援

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

⑤障がい児支援

児童発達支援・療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・障害児相談支援・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

○地域生活支援事業の提供体制の確保

①市町村が必ず行う必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業

②その他の事業

日中一時支援事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造助成事業

第2章 2020（平成32）年度の数値目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、2020（平成32）年度を目標年度として、次の5つの目標値を設定します。

- （1）福祉施設入所者の地域生活への移行
- （2）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- （3）地域生活支援拠点等の整備
- （4）福祉施設から一般就労への移行
- （5）障がい児支援の提供体制の整備

5つの目標値の設定にあたっては、国の指針および県の考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練および就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や、居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

2016（平成28）年度末時点において、障がい者の福祉施設に入所している人は79人です。2020（平成32）年度までの数値目標については、2016（平成28）年度末の施設入所者数79人から7人（9.0%）が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者の削減を目指します。

項目	数値	備考
①2016年度末の施設入所者数	79人	2017年3月31日の施設入所者数
②【目標値】 地域生活移行者数	7人 (9.0%)	2020年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭などの地域生活へ移行する者の数

第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

2020（平成32）年度末までに協議会やその専門部会など、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーションなどにおいて精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。なお、市単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置を目指します。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

現在、市内には障がい者の地域生活を支援する機能をもった「地域生活支援拠点」は整備されていませんが、2020（平成32）年度までに圏域で1か所の整備を目標とします。

項目	数値	備考
①地域生活支援拠点等の整備数	1か所	障がい者の地域生活を支援する機能をもった拠点等の数（圏域）

第4節 福祉施設から一般就労への移行

2016（平成28）年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数は1人でした。2020（平成32）年度においては、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、2016（平成28）年度の移行人数の2倍（2人）とし、第4期計画時の未達成分（1人）を加え、3人とします。

また、就労移行支援事業の利用者数は、2016（平成28）年度の利用者の2割増を目指します。

項目	数値	備考
①2016年度の年間一般就労移行者数	1人	2016年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②2016年度の就労移行支援事業利用者数	13人	2016年度に就労移行支援事業を利用した人数
③【目標値】 2020年度の年間一般就労移行者数	3人	2020年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 ※2016年度の2倍（2人）および第4期の未達成分（1人）
④【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	15人 (1.23倍)	2020年度末における就労移行支援事業の利用者数

第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

また、2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、2020（平成32）年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けます。

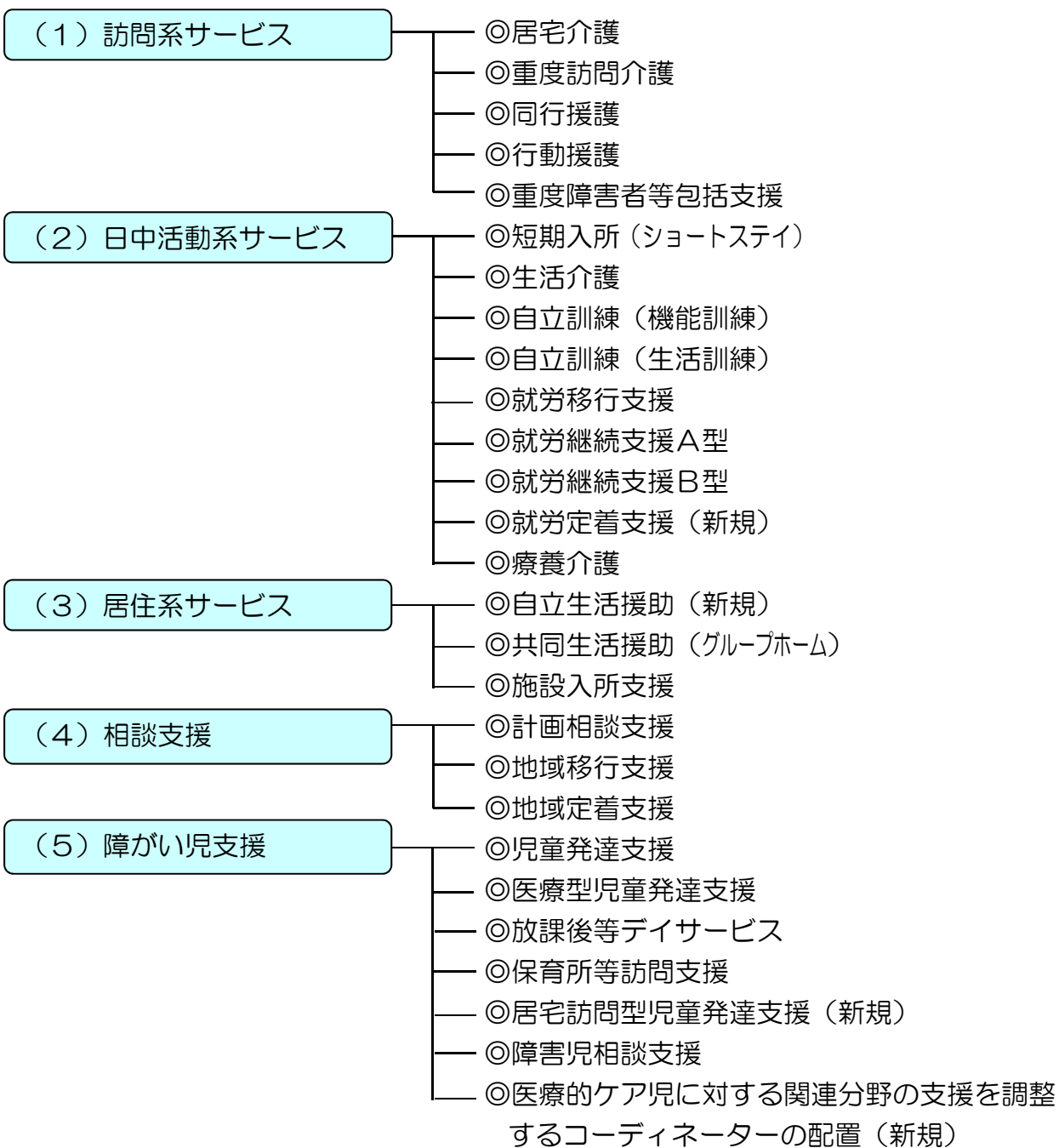
なお、当市での設置が困難な場合には、圏域での設置を目指します。

項目	数値	備考
①児童発達支援センターの設置数	1か所	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設の設置。
②児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数	3か所	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所数の設置

第3章 障害福祉・障害児福祉サービスの見込み量

第1節 障害福祉サービスの見込み量

第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、2020（平成32）年度に向けて、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間の第5期計画期間として各年度における見込み量を設定します。



第2節 障がい者・障がい児福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・清掃などの家事援助を行います。

②重度訪問介護

居宅で生活されている重度の肢体不自由の方、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

居宅で生活されている視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーによる移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。

④行動援護

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとて高い方に、重度訪問介護など複数サービスを包括的にを行います。

居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者包括支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	18	20	22	15	16	17
	延利用時間 (時間/月)	282	302	322	265	283	300
実績値	実利用者数 (人/月)	16	17	11			
	延利用時間 (時間/月)	249	269.5	237.5			

※2017年度の実績値は見込みです。

【見込み量算出の考え方】

○2015（平成27）年度から2017（平成29）年度のサービス利用実績を基礎として、利用の伸びや施設入所者および退院可能な精神障がい者などの地域生活への移行を勘案し算出します。

○訪問系サービスの利用状況をみると、居宅介護は利用者数に増減はありますが、一人あたりのサービス利用時間は増加傾向にあり、これを加味し見込みます。

○重度訪問介護は利用者数が少なく、同行援護・行動援護・重度障害者包括支援は利用実績がありません。

【サービスの実施に対する課題と方策】

○個々のニーズに応じたサービスが提供されるよう、相談支援事業所やサービス事業所と連携し、提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気の場合などは、施設で夜間も含め一時的に、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、その他必要な日常生活の支援を行います。

短期入所 (ショートステイ)	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	26	27	28	25	25	25
	延利用者数 (人/月)	364	378	392	256	256	256
実績値	実利用者数 (人/月)	23	27	24			
	延利用者数 (人/月)	239	287	232			

※2017年度の実績値は見込みです。

②生活介護

常時介護を必要とする方に、日中の食事・入浴・排せつなどの身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、その他身体機能および生活能力の向上のために必要な支援を行います。

生活介護	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	117	120	123	143	149	154
	延利用者数 (人/月)	2,439	2,449	2,559	2,806	2,912	3,021
実績値	実利用者数 (人/月)	133	132	138			
	延利用者数 (人/月)	2,640	2,614	2,641			

※2017年度の実績値は見込みです。

③自立訓練（機能訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

自立訓練（機能訓練）	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	0	0
	延利用者数 (人/月)	21	21	21	0	0	0
実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	0			
	延利用者数 (人/月)	0	0	0			

※2017年度の実績値は見込みです。

④自立訓練（生活訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 （人/月）	2	2	2	4	4	4
	延利用者数 （人/月）	42	42	42	77	77	77
実績値	実利用者数 （人/月）	1	2	4	/	/	/
	延利用者数 （人/月）	21	24	77	/	/	/

※2017年度の実績値は見込みです。

⑤就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談など、その他必要な支援を行います。

就労移行支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 （人/月）	14	17	20	9	12	15
	延利用者数 （人/月）	252	306	360	167	222	278
実績値	実利用者数 （人/月）	11	13	8	/	/	/
	延利用者数 （人/月）	210	233	148	/	/	/

※2017年度の実績値は見込みです。

⑥就労継続支援A型

企業などに就労することが困難な方のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

就労継続支援A型	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	2	3	3	5	5	6
	延利用者数 (人/月)	43	65	65	100	100	120
実績値	実利用者数 (人/月)	2	3	4	/	/	/
	延利用者数 (人/月)	42	56	81	/	/	/

※2017年度の実績値は見込みです。

⑦就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた方であって、その年齢・心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

就労継続支援B型	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	58	63	68	92	95	98
	延利用者数 (人/月)	1,158	1,258	1,358	1,756	1,813	1,870
実績値	実利用者数 (人/月)	54	60	88	/	/	/
	延利用者数 (人/月)	1,071	1,148	1,609	/	/	/

※2017年度の実績値は見込みです。

⑧就労定着支援（新規）

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。

就労定着支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)				—	1	1
	延利用者数 (人/月)				—	6	6

⑨療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。

療養介護	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	6	6	6	6	6	6
	延利用者数 (人/月)	186	186	186	186	186	186
実績値	実利用者数 (人/月)	6	6	6			
	延利用者数 (人/月)	186	186	186			

※2017年度の実績値は見込みです。

【見込み量算出の考え方】

- 2015（平成27）年度から2017（平成29）年度のサービス利用実績の推移、施設入所者および退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を勘案し算出します。
- 短期入所・療養介護については、現在の利用者のサービス継続を勘案し、同程度で推移するものと見込みます。
- 生活介護および就労継続支援B型は、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の利用者数が増えており、今後も利用者が増加するものと見込みます。
- 自立訓練（生活訓練）は、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度に利用者数が増加していますが、利用期間が定められているサービスであることから、現在の利用ベースで見込みます。
- 就労継続支援A型は、利用者数が微増傾向にあり、増えるものと見込みます。

【サービスの実施に対する課題と方策】

- サービスによっては、市内に事業所がなく、遠方まで通っている状況にあります。充実した日中活動の場を保障することができるよう、個別のニーズに対応したサービス提供体制を拡充していくよう努めます。
- また、福祉・就労・教育など関係機関の連携を強化し、就労に向けた支援の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助（新規）

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などから独り暮らしへの移行を希望する障がい者について、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い、自立生活を支援します。

自立生活援助	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)				0	1	1

②共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助 (グループホーム)	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	36	38	40	42	44	46
実績値	実利用者数 (人/月)	33	38	39			

※2017年度の実績値は見込みです。

③施設入所支援

施設入所する方に、夜間や休日における食事・入浴・排せつなどの身体介護、生活に関する相談・助言や、その他必要な日常の生活の支援を行います。

施設入所支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	74	73	72	76	74	72
実績値	実利用者数 (人/月)	81	79	79			

※2017年度の実績値は見込みです。

【見込み量算出の考え方】

- 現在の共同生活援助(グループホーム)利用者数を基礎として、施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行も加味し見込みます。
- 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行目標を踏まえ見込みます。

【サービスの実施に対する課題と方策】

- 居住系サービスの利用状況については、利用者の増加を見込みますが、地域移行の観点から共同生活援助(グループホーム)利用に繋がるよう、適切な支援体制や案内をしていくよう努めます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

サービスなど、利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、サービス事業者との調整、モニタリングなどを行います。

計画相談支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	268	280	292	281	286	291
実績値	実利用者数 (人/月)	260	271	276			

※2017年度の実績値は見込みです。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院などからの退所・退院にあたっては、支援を要する方に対し、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援など、入所施設や精神科病院などにおける地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域移行支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	0			

※2017年度の実績値は見込みです。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院などから退所・退院した方、家族との同居から独り暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などに対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

地域定着支援	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	0			

※2017年度の実績値は見込みです。

【見込み量算出の考え方】

○計画相談支援については、現段階でサービス利用者のほぼ全員が利用されています。
そのため、新規サービス利用者を勘案し見込みます。

【サービスの実施に対する課題と方策】

○地域移行支援や地域定着支援を行っていくには、対象となる方の人数や状況を把握していく必要があります。入所施設や精神科病院などの関係機関と連携を強化し、提供体制の確保に努めていきます。

(5) 障がい児支援

① 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など発達や養育に必要な支援を行います。

児童発達支援	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	6	6	6	8	9	10
	延利用者数 (人/月)	60	60	60	69	77	86
実績値	実利用者数 (人/月)	6	5	7	/	/	/
	延利用者数 (人/月)	72	39	42	/	/	/

※2017年度の実績値は見込みです。

② 医療型児童発達支援

医療的ニーズの高い重症心身障害児に児童発達支援を行います。

医療型児童発達支援	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	/	/	/	0	0	0
	延利用者数 (人/月)	/	/	/	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

就学児童（大学を除く）に、授業の終了後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。

放課後等デイサービス	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	8	9	10	32	36	40
	延利用者数 (人/月)	72	81	90	391	440	489
実績値	実利用者数 (人/月)	17	25	28			
	延利用者数 (人/月)	179	335	357			

※2017年度の実績値は見込みです。

④ 保育所等訪問支援

教育・保育施設を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、援助を行います。2018（平成30）年度より対象者が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児も対象となっています。

保育所等訪問支援	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)				1	1	1
	延利用者数 (人/月)				1	1	1

⑤ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

重度の障害の状態にあり、外出することが難しい障がい児を対象に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

居宅訪問型 児童発達支援	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)				0	0	0
	延利用者数 (人/月)				0	0	0

⑥ 障害児相談支援

サービスなど利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

障害児相談支援	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/年)	21	23	25	40	45	50
実績値	実利用者数 (人/年)	25	35	33			

※2017年度の実績値は見込みです。

- ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（新規）
 医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

コーディネーターの配置	単位	第4期障害福祉計画期間			第1期障害児福祉計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	配置人数				0	1	2

【見込み量算出の考え方】

- 障がい児サービスを利用している児童の状況、特別支援学級や特別支援学校在籍者数を踏まえ利用量を見込みます。
- 児童発達支援は、微増傾向にあります。現在利用している児童の状況を勘案して、ほぼ横ばいと見込みます。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、重症心身障害児数から利用者数を見込みます。ただし、医療型児童発達支援事業所は県内に事業所がなく、利用できる環境が整っていないことも加味します。
- 放課後等デイサービスは、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度にかけて増加傾向にあり、今後も増加すると見込みます。
- 保育所等訪問支援は今後の需要を見込み、利用者を算出します。
- 障害児相談支援は、障がい児サービス全体の利用者が増えていることから、増加が見込まれます。

【サービスの実施に対する課題と方策】

- 障がい児支援については、新規サービスを含め、個別のニーズや利用状況を把握し、サービスの充実や適正な利用を目指します。
- また、早期療育の観点から相談支援体制の充実を図ります。

第4章 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障がいのある人および障がいのある児童が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業で、必須事業と任意事業とがあります。

第1節 地域生活支援事業（必須事業）の推進

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

（2）自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援します。

（3）相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある人の家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

また、相談支援事業の効果的な実施のため、桜川市地域自立支援協議会において、中立・公正な事業の実施や関係機関との連携強化を推進します。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的職員を配置し、相談支援事業者などに対する専門的指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを行う基幹相談支援センターの設置を目指します。

③住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整や家主などへの相談・助言により、地域での生活に対する支援を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい、又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(6) 手話奉仕員養成事業

聴覚や言語機能に障がいのある方が生活しやすい環境にするため、日常会話などの手話表現を習得できるよう手話講座を行い、手話奉仕員の養成を図ります。

(7) 意思疎通支援事業

県の聴覚障害者福祉センターとの連携により、聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	10	11	12	10	10	10
実績値	実利用者数 (人/月)	9	7	10			

※2017年度の実績値は見込みです。

(8) 日常生活用具費支給等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者などを対象に、日常生活上の便宜を図るため、以下の自立生活支援用具などを給付又は貸与します。

日常生活用具費支給等事業		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値		実利用者数 (人/年)	768	791	814	938	1,008	1,082
実績値		実利用者数 (人/年)	715	797	866			
介護訓練 支援用具	実績値	実利用者数 (人/年)	0	2	1	1	2	1
自立生活 支援用具	実績値	実利用者数 (人/年)	1	3	3	3	1	2
在宅医療等 支援用具	実績値	実利用者数 (人/年)	0	2	3	2	1	3
情報・意思 疎通支援用具	実績値	実利用者数 (人/年)	2	5	1	2	2	2
排せつ管理 支援用具	実績値	実利用者数 (人/年)	711	785	857	929	1,001	1,073
居宅生活動作 補助用具	実績値	実利用者数 (人/年)	1	0	1	1	1	1

※2017年度の実績値は見込みです。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある児童を対象に、①社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物、冠婚葬祭など）、②余暇活動など社会参加のための外出（レクリエーションその他）に際しての支援を行います。

移動支援事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	11	12	12	11	12	13
実績値	実利用者数 (人/月)	10	10	10			

※2017年度の実績値は見込みです。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、相談支援事業のほか、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを行います。

地域活動支援センター事業		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			2015	2016	2017	2018	2019	2020
基礎的事業	計画値	実利用者数 (人/月)	30	30	30	3	3	3
	実績値	実利用者数 (人/月)	26	25	3			
機能強化事業	計画値	実利用者数 (人/月)	30	30	30	3	3	3
	実績値	実利用者数 (人/月)	26	25	3			

※2017年度の実績値は見込みです。

【見込み量算出の考え方】

- 意思疎通支援事業および移動支援事業については、過去の実績より最大値を算出し、今後も横ばいで推移することを見込みます。
- 日常生活用具費支給等事業では、全体の9割を占める排せつ管理支援用具の増加率をベースに算出します。
- 地域活動支援センター事業については、2017（平成29）年度より委託事業所の一つが就労継続支援B型に移行したことを受け、大幅に利用者数が減少しました。今後も、当面は現在の人数で推移すると見込んでいます。

【サービスの実施に対する課題と方策】

- 理解促進研修・啓発事業および自発的活動支援事業については、実績がない状態です。地域定着の観点からも、今後は県や他自治体の取り組み例を参考に、事業実施を検討していく必要があります。
- また、地域活動支援センター事業については、利用者数の確保のため、委託事業所の利用機会の拡充を図っていきます。

第2節 地域生活支援事業（任意事業）の推進

（1）更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

①更生訓練費

就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している方に対し、「訓練を受けるために必要な経費」を支給します。

②施設入所者就職支度金

就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職などのため施設を退所する場合に支給します。

更生訓練費・ 施設入所者就職 支度金給付事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	15	15	15	13	16	19
実績値	実利用者数 (人/月)	15	17	13			

※2017年度の実績値は見込みです。

（2）日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労および一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

日中一時支援事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/月)	65	65	65	45	45	45
実績値	実利用者数 (人/月)	58	47	40			

※2017年度の実績値は見込みです。

(3) 社会参加促進事業

①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催と、「ゆうあいスポーツ大会」や「茨城県身体障害者スポーツ大会」などへの参加促進を図ります。

②芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の文化・芸術活動を振興するため、公民館・社会福祉協議会などの公共施設や市民文化祭での成果発表の機会を拡充します。

また、そのための拠点づくりとして、障がいのある人も利用しやすいよう施設の機能拡充を図ります。

③自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得をする際に要する費用の一部を助成します。

自動車運転免許取得 事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人/年)	0	0	1			

※2017年度の実績値は見込みです。

④自動車改造費助成事業

障がいのある人が自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

自動車改造助成事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
計画値	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人/年)	0	1	1			

※2017年度の実績値は見込みです。

【見込み量算出の考え方】

- 更生訓練費および施設入所者就職支度金については、自立訓練（生活訓練）および就労移行支援利用者数から算出します。
- 日中一時支援事業は、放課後等デイサービスの利用への切り替えもあり、大幅な増加はないと見込みます。
- 自動車運転免許取得費助成事業および自動車改造費助成事業については、これまでの実績により、1名ずつと見込みます。

【サービスの実施に対する課題と方策】

- 社会参加促進事業においては、特にスポーツ・レクリエーションに関して、これまで主に大会などに参加している障がい者団体会員の高齢化に伴い、参加人数が限られているのが現状です。県主催のスポーツ教室などを広く周知し、障がい者団体会員以外の方にも参加してもらえよう努める必要があります。

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

第1節 理解・啓発の促進

障がいのある人もない人も共に生きるノーマライゼーション社会を実現するためには、市民の障がいのある人への理解を促進し、地域で障がいのある人が自立して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、障害者基本法や障害者総合支援法が目指す、障がいのある人の地域生活移行や就労促進などを進めていくためには、個人や家族の力だけでなく、周囲の人々の協力によって環境づくりを進めていくことが重要です。社会福祉協議会をはじめ、地域で活動するボランティアや市民団体と協力し、ボランティアの育成支援や団体間のネットワーク化などを通して、障がいのある人を地域全体で支える体制づくりを進めていきます。

(1) 広報啓発活動による理解の促進

ノーマライゼーションの考え方を普及し、障がいのある人への理解を促進するため、地域や家庭、教育機関や各種団体を対象とした広報啓発活動を推進し、市民の障がい者福祉に関する意識の醸成を図ります。

(2) 精神障がいに関する正しい知識の普及啓発

身体障がい、知的障がいに比較して偏見や誤解の多い精神障がいについての正しい知識を普及し、精神障がいのある人の地域生活への移行を容易にするよう、理解の促進に努めます。

(3) 合理的配慮の浸透

障害者差別解消法により、合理的配慮をしないことも差別にあたると規定されました。障害者差別解消法の周知とともに、合理的配慮の啓発も行い、障がいのある人の住みやすい環境づくりに努めます。

(4) 団体等のネットワーク化

適切な福祉サービスの提供や地域で抱える問題解決のため、社会福祉協議会を中心とした障がい者団体、市民ボランティアとのネットワークの構築や、地域自立支援協議会を開催し、相談支援事業所や障がい者支援施設などとの情報共有化を図り、支援体制の整備に努めます。

第2節 連携・協力の体制づくり

市民の日常生活が広域化し、近隣市町との間で共通する行政課題については、広域で連携して対応していく必要があります。広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、より大きな課題については、国・県との連携の下に総合的な施策の推進を図ります。

また、障がいのある人の就労や地域生活移行、地域での自立した生活を実現するためには、各種の民間団体の協力が不可欠であるため、連携・協力のための体制づくりを進めます。

さらに、市内外の施設や事業所、関係機関との連携を強化しながら、希望する利用者の把握と提供するサービスの周知、就労移行・継続に向けた支援、必要な人材の確保などに努め、本計画に定めたサービス見込み量の確保を図ります。

(1) 庁内推進体制の整備

福祉・保健の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある人の自立した生活に関連の深い行政分野との連携を図り、サービスの充実に努めます。

(2) 国・県・近隣市町との連携・協力

広域的に対応する必要がある事業については、国・県・近隣市町とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

(3) 民間団体との連携・協力

障がい者団体・社会福祉協議会・医師会・商工団体・ボランティア団体などの各種の民間団体と、連携・協力できる体制づくりを進めます。

(4) 見込み量確保のための方策

本計画に定めたサービス見込み量の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、市内および近隣市町にある事業所や施設との調整によりサービスの充実に努めます。

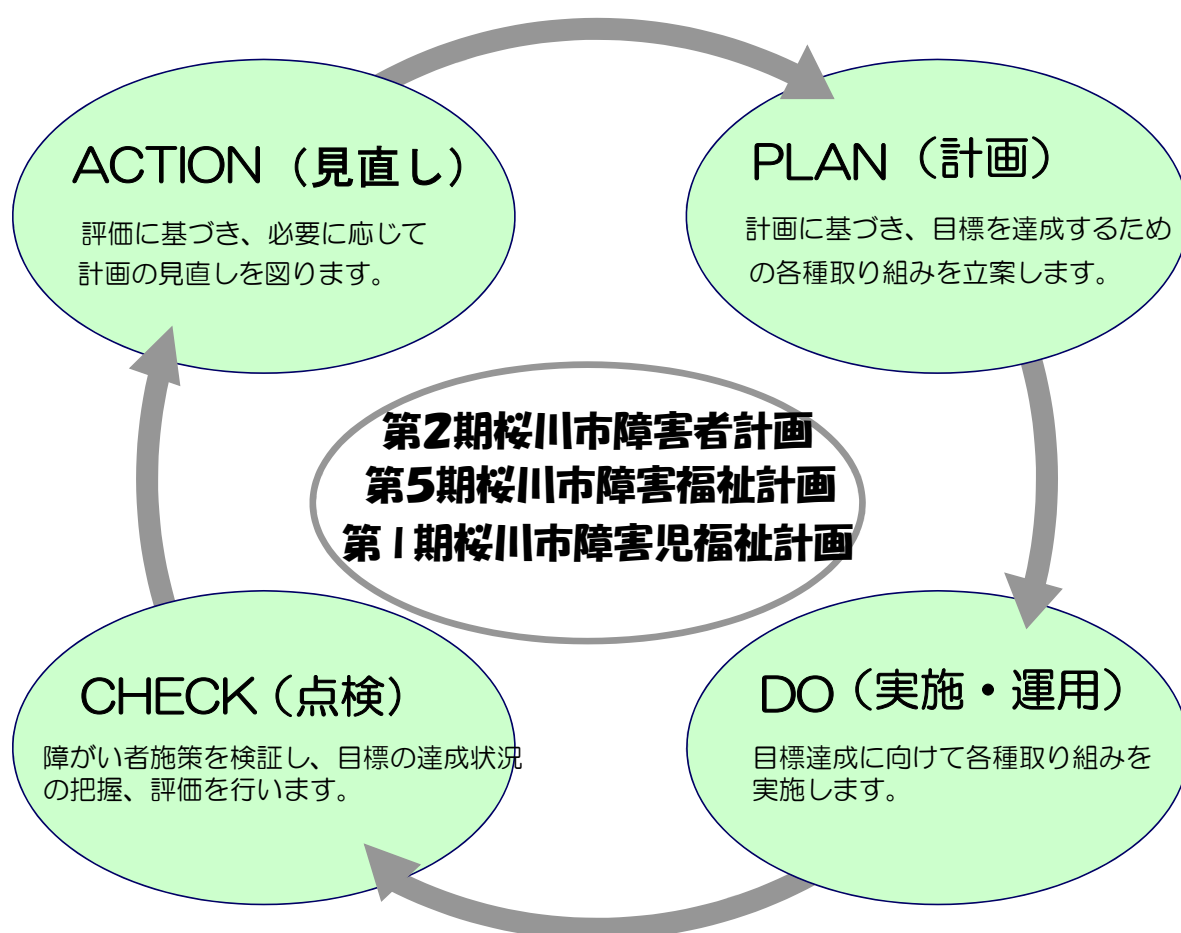
また、施設や事業所との連携により就労支援体制の強化に努めつつ、障がいのある人の自立した生活の実現に向けて、ハローワークなどとの連携による障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

地域生活支援事業においては、既存サービスの一層の充実に努めながら、関係機関・団体などと連携し、必要な人材の確保に努め、サービスの質の向上を図ります。

第3節 進捗状況の管理および評価（PDCA）

本計画の着実な推進を図るために、PDCA サイクルに基づき社会福祉課を中心とする関係機関による協議や調整を行います。

また、障害者計画・障害福祉計画策定委員会、地域自立支援協議会などを通じて点検・評価を行い、大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に則した計画に見直しを行います。



ア行

アクセシビリティ（アクセシビリティ）

情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、障がいのある人や高齢者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

インクルーシブ教育（インクルーシブキョウイク）

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のことをいう。

NPO法人（エヌピーオーホウジン）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人をNPO法人（特定非営利活動法人）という。

カ行

完全参加（カンゼンサンカ）

障がいのある人がそれぞれ住んでいる社会において、社会生活に参加すること、その社会生活の発展に参加すること、および政策決定段階に参加することを意味し、それらの生活などに完全に参加するということ。

基本的人権（キホンテキジンケン）

人間が人間らしく生きていくために必要な、基本的な自由と権利の総称。

共生社会（キョウセイシャカイ）

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

ゲートキーパー（ゲートキーパー）

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

権利擁護（ケンリヨウゴ）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

更生医療（コウセイイリョウ）

身体に障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、平成18年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。

合理的配慮（ゴウリテキハイリョ）

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

コミュニティ（コミュニティ）

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

サ行

サービス利用計画（サービスリヨウケイカク）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がいのある人のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

施設入所支援（シセツニューショシエン）

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

肢体不自由（シタイフジユウ）

身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

社会的障壁（シャカイテキシヨウヘキ）

障がいのある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの。

社会福祉協議会（シャカイフクシキョウギカイ）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会福祉法人（シャカイフクシホウジン）

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

障害基礎年金（ショウガイキソネンキン）

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給される。障がいの程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障がいについては、20歳になった日から支給される。

障害厚生年金（ショウガイコウセイネンキン）

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給される。障がいの程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障がい者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害支援区分（ショウガイシエンクブン）

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害者基本法（ショウガイシャキホンホウ）

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者虐待（ショウガイシャギャクタイ）

障がいのある人に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障がいのある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（ショウガイシャギャクタイノボウシ、ショウガイシャノヨウゴシャニタイスルシエントウニカンスルハウリツ）

障がいのある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって障がいのある人への虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。通称「障害者虐待防止法」。

障害者支援施設（ショウガイシャシエンシセツ）

障がいのある人の施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法等の障害福祉関係の各法により設置運営されていた施設が、一元化されたもの（ただし、障害児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

障がい者雇用支援センター（ショウガイシャコヨウシエンセンター）

入所時から就職後の職場適応に至る相談・助言・援助を一貫して行う専門施設として、「障害者雇用促進法」のもと、障がいのある人の就労支援を行う。

障害者の権利に関する条約（ショウガイシャノケンリニカンスルジョウヤク）

障がいのある人の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成 18 年 12 月、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は平成 19 年 9 月に署名をした。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（ショウガイシャノニチジョウセイカツオヨビシャカイセイカツラソウゴウテキニシエンズルタメノホウリツ）

障害者自立支援法に代わって、平成 25 年 4 月から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

障害福祉計画（ショウガイフクシケイカク）

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

身体障がい（シントイショウガイ）

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の五つに分類されている。

身体障害者手帳（シントイショウガイシャテチョウ）

身体障害者福祉法に定める障がいの程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により 1 級から 6 級がある。

自立訓練（ジリツクンレン）

障害者総合支援法においては、訓練等給付の対象として行われる必要な訓練を指す。日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な訓練が行われる。自立支援給付の対象とされる。身体に障がいのある人を対象とする「機能訓練」と知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とする「生活訓練」に分かれる。

精神障がい（セイシンショウガイ）

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神保健福祉手帳（セイシンホケンフクシテチョウ）

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

精神保健福祉士（セイシンホケンフクシシ）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神に障がいのある人の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。「PSW」とも呼ばれる。

成年後見制度（セイネンコウケンセイド）

知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

相談支援（ソウダンシエン）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

夕行

地域自立支援協議会（チキジリツシエンキョウギカイ）

障がいのある人の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がいのある人及びその家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。地域自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

地域福祉計画（チキフクシケイカク）

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

知的障がい（チテキショウガイ）

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

特定健診（トクテイケンシン）

平成 20 年 4 月より始まった、40 歳～74 歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度である。

ー特定健診の項目（実施基準第 1 条関係）

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重及び腹囲の検査
- (4) BMI の測定 ※ $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}$
- (5) 血圧の測定
- (6) GOT、GPT 及び γ -GTP の検査（肝機能検査）
- (7) 中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロールの量の検査（血中脂質検査）
- (8) 血糖検査
- (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- (10) 上記(1)～(9)に掲げる項目のほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの

特定疾患（トクテイシッカン）

厚生労働省が難病対策のための研究事業等において対象としている疾患。特定疾患治療研究事業では、原因の究明および治療方法確立等のための研究を行う医療機関に対し研究費の補助を行って研究を進めている。また、対象患者については医療費の自己負担分が補助される。

特定保健指導（トクテイホケンシドウ）

平成 20 年 4 月から、医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健診等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、動機付け支援・積極的支援をいう。

特別支援学級（トクベツシエンガクキョウ）

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある者で特別支援学級において教育を行うことが適当な者。

特別支援学校（トクベツシエンガクコウ）

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がいの種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成 18 年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 18 年 6 月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がいの種別にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状

を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

特別児童扶養手当（トクベツジドウフヨウテアテ）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児の父母が当該児童を監護するとき、または当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障がい児であり、障がいの程度により、1級および2級に区分されている。手当額は障がいの程度（1級、2級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限がある。

ナ行

難病（ナンビョウ）

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活できる状態になっている疾患が多くなっている。指定難病の要件として、①発病の機構が明らかでない、②治療方法が確立していない、③患者数が人口の0.1%程度に達しない、④長期療養を必要とする、⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている、があげられている。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。

ノーマライゼーション（ノーマライゼーション）

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

ハ行

発達障がい（ハッタツショウガイ）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

バリアフリー（バリアフリー）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ハローワーク（ハローワーク）

公共職業安定所の愛称。働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介するための、事業者にとっては労働者に向けて求人を公告するための公的な機関。

批准（ヒジュン）

署名により内容が確定した条約に対して国会が、憲法上の手続きに従い行う最終的確認と確定的同意を与える行為。

マ行

メタボリックシンドローム（メタボリックシンドローム）

糖尿病などの生活習慣病は、それぞれの病気が別々に進行するのではなく、おなかのまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満が大きくかかわるものであることがわかってきた。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドロームという。

ラ行

理学療法（リガクリョウホウ）

身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。整形外科的手術、矯正または固定ギプス包帯法等といった整形外科的治療とは区別される。理学療法は、運動療法や日常生活活動訓練が主に用いられるが、温熱、電気刺激等を加える物理療法についても、血液循環をよくしたり、疼痛を和らげるために用いられることが多い。

リハビリテーション（リハビリテーション）

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

療育（リョウイク）

障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育をいう。

療育手帳（リョウイクテチョウ）

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。障害程度の区分も各自治体によって異なる。